

(仮称)青森市地域福祉計画 (素案)

青 森 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画の推進	3
5 青森市新総合計画後期基本計画との相関図	3

第2章 地域福祉の現状

1 地域福祉に関する市民の意識について	5
2 地域福祉の担い手について	10
3 地域における人や団体の連携について	15
4 地域福祉推進のための環境整備について	20
5 生活支援体制について	22

第3章 計画の基本方向

1 基本理念	27
2 基本方向(施策の方向)	27
3 計画の体系図	28
4 重点事業	29

第2部 各論

第1章 地域で支え合う意識の向上	35
第2章 地域福祉の担い手の育成・確保	39
第3章 地域での共助ネットワークの構築	42
第4章 地域福祉推進のための基盤整備	45
第5章 福祉サービスの提供・相談体制の充実	48

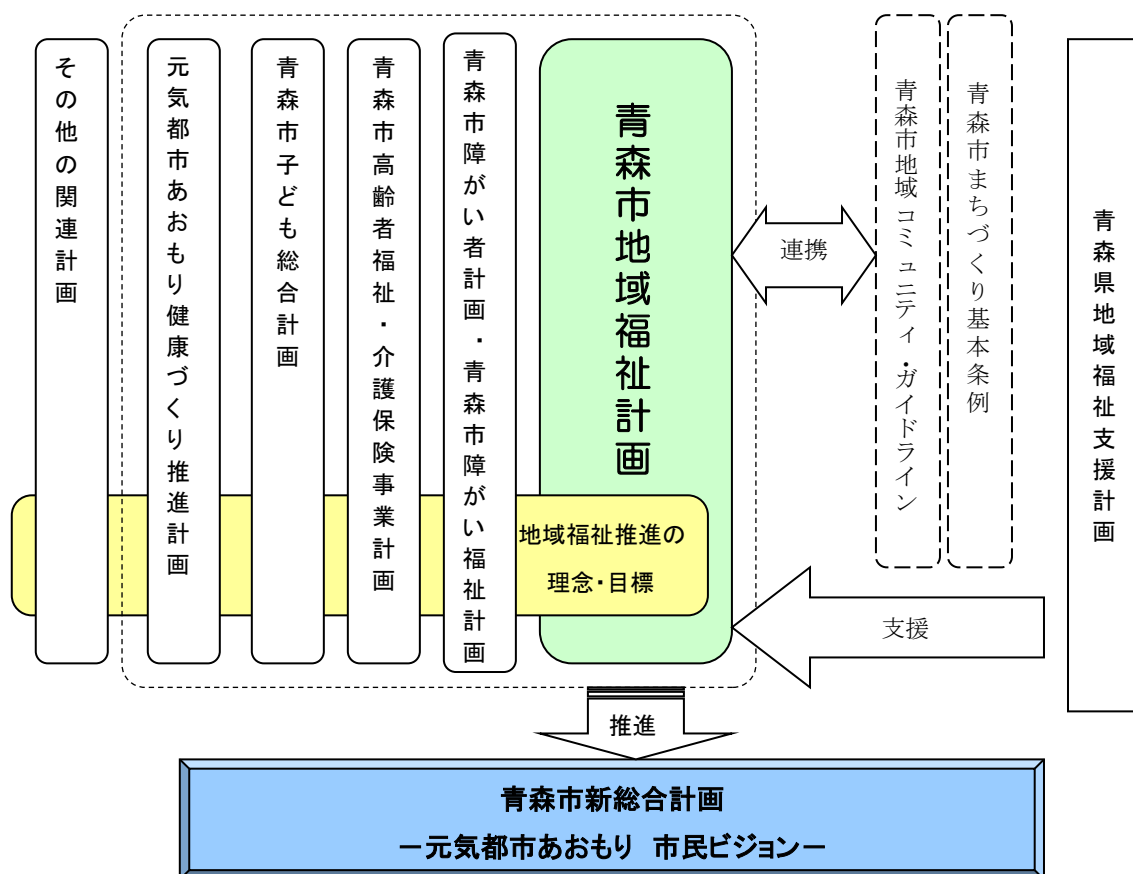
第1部 総論

1 計画策定の趣旨

- 市では、平成 25 年 3 月に「青森市地域福祉計画」を策定し、「人と人とがつながる地域で 安心して自立した暮らしができるまち」を基本理念として、その実現のため、地域を担う「人づくり」、共に支え合う「地域づくり」、安心して暮らせる「環境づくり」を目標に、「地域福祉の意識啓発」をはじめとした 5 つの基本方向に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。
- この間、災害時等に備えた避難行動要支援者の名簿の作成や、青森市高齢者等見守り協力事業者や市民ボランティアによるネットワークを立ち上げ、見守り体制が強化されたほか、こころの縁側づくりによる集いの場の拡大など地域での支え合いを促進する取組も広がってきています。
- このように、地域福祉は着実に推進されておりますが、今後一層進展することが予想される人口減少・少子高齢化に対応するため、高齢者福祉の分野では地域包括ケアシステムの構築、障がい者福祉分野では地域における居住支援機能の集約など、地域での生活の包括的な支援、児童福祉の分野では子ども・子育て支援新制度の実施に伴う地域における子育て支援の充実が求められており、その他の分野でも第 2 のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援の推進など、地域を基盤とした取組みが求められています。
- また、これまでの福祉は、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれの分野においてサービスを提供することが中心でしたが、地域の中にはその他にも支援が必要な方もおり、それらの方を含め「誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活する」というソーシャル・インクルージョン（社会的包摂、社会的包容）という考え方が重要となっています。
- 今後の変わりゆく地域の状況に対応し、高齢者・障がい者・子どもだけではなく地域住民が共に支え合い、助け合い安心して生活できる地域づくりをより一層推進していくため、地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であるとともに、「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画です。
- また、健康福祉政策関連の各計画における、地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合性を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とします。

4 計画の推進

本計画の推進にあたっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度や施策の評価・検証を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

5 青森市新総合計画後期基本計画との相関図

本計画は、青森市新総合計画における「地域福祉」に関する施策を具体的に進めるための計画です。

水と緑と人が共生し 地域の絆で築く
市民主役の元気都市・あおり

基本視点

人口減少・少子高齢化時代に対応した持続可能なまち

行動力ある地域コミュニティが息づく協働のまち

地域資源を活かした個性と活力あるまち

求心力の高い青函交流圏の中核として賑わうまち

人と自然、人と人が共生するまち

基本政策

第1章
まち
市民と共に築く
市民のための自立したまち

第2章
健やかで心安らぎ
人と人がつながり
支え合うまち

第3章
人々が集い活気に
あふれ 地域に根ざした
産業が躍動するまち

第4章
歴史と文化を受け継ぎ
未来を創造する人を
育むまち

第5章
自然をまもり親しみ
安全・安心で
暮らしやすいまち

第6章
空・海・陸の道で
行き交う 雪に強く
住みよい美しいまち

政策

第1節 地域コミュニティを核とした
市民自治の推進

第1節 保健・医療の充実

第2節 高齢者福祉の充実

第3節 障がい者福祉の充実

第4節 子ども子育て支援の充実

第5節 暮らしを支える福祉の充実

第6節 ユニバーサル社会の形成

第2節 社会教育・生涯学習の推進

第4節 スポーツ・レクリエーション
の推進

第1節 拠点の形成

地域福祉関連施策

第2項 市民との情報共有の充実

第3項 地域コミュニティの活性化

第4項 多様な主体の連携協働による
まちづくりの推進

第1項 生涯を通じた健康づくりの促進

第1項 地域包括ケア体制の充実

第2項 高齢者の生きがい・元気づくりの充実

第1項 障がい者の地域生活支援の充実

第2項 障がい者の自立した生活の確保

第2項 子ども支援の充実

第3項 子育て支援の充実

第1項 地域福祉の充実

第2項 生活困窮者の自立促進

第1項 男女共同参画社会の形成

第2項 互いを尊重し支え合う社会の形成

第2項 未来を切り拓く青少年の育成

第1項 スポーツ・レクリエーション活動の推進

第3項 暮らしやすい日常生活拠点の形成

青森市地域福祉計画

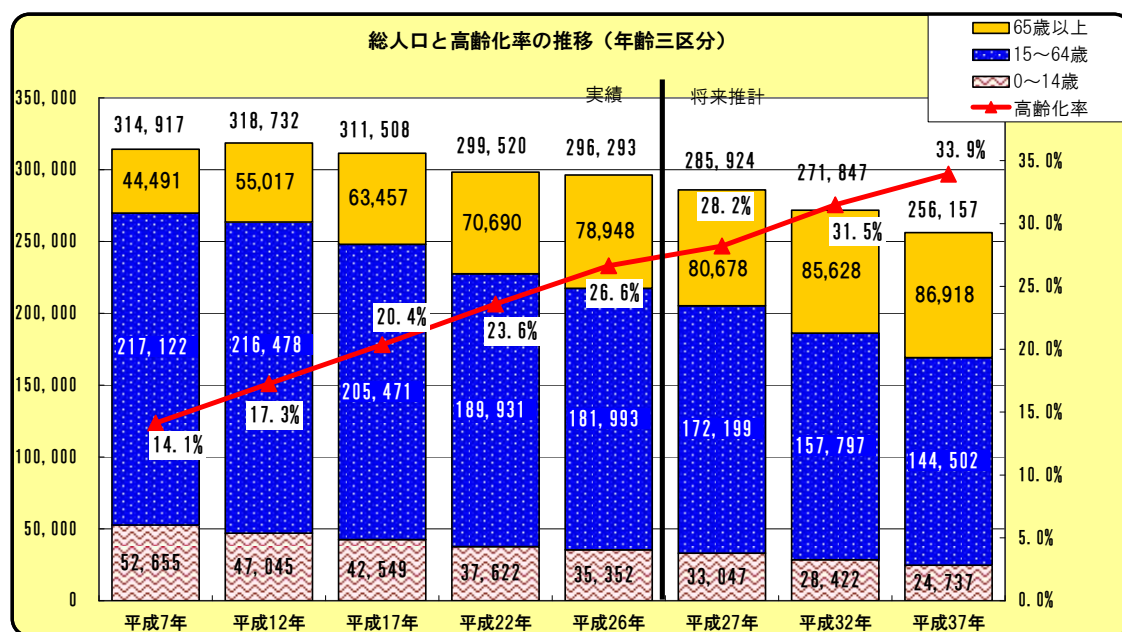
1 地域福祉に関する市民の意識について

(1) 社会動向・地域の動向

① 人口減少・少子高齢化の進展

本市の総人口は平成12年の318,732人をピークに減少傾向にあり、将来推計においても減少が続き、平成37年には、平成26年から40,136人減少し、256,157人となると推計されています。

人口構成別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いており、今後の推計においても同様の傾向が続き、平成37年には、高齢者人口が86,918人、高齢化率が33.9%になると推計されており、今後、更に人口減少・少子高齢化が進展していくと見込まれます。



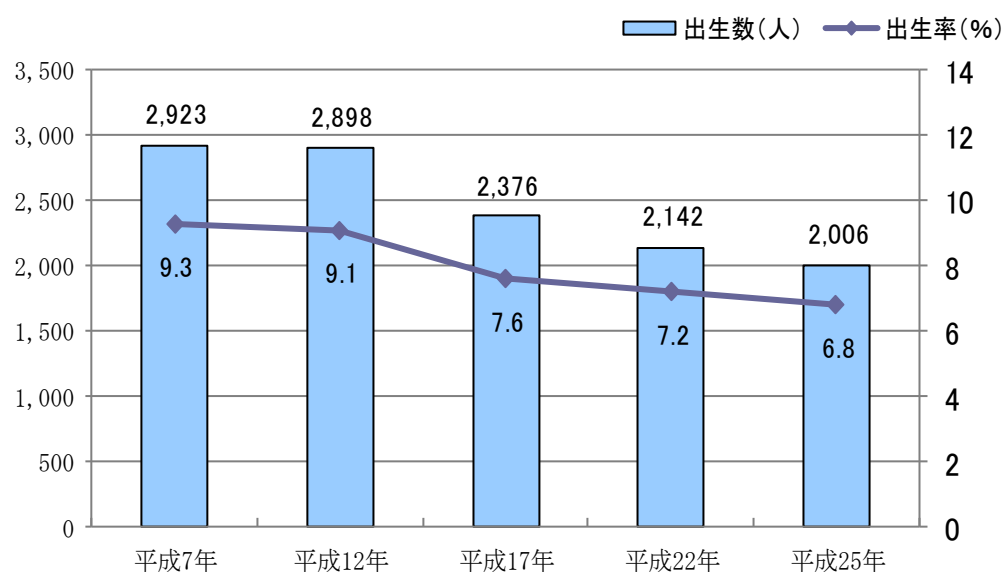
※平成7年～平成22年 総務省「国勢調査」

※平成26年「住民基本台帳人口」

※平成27年～平成37年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

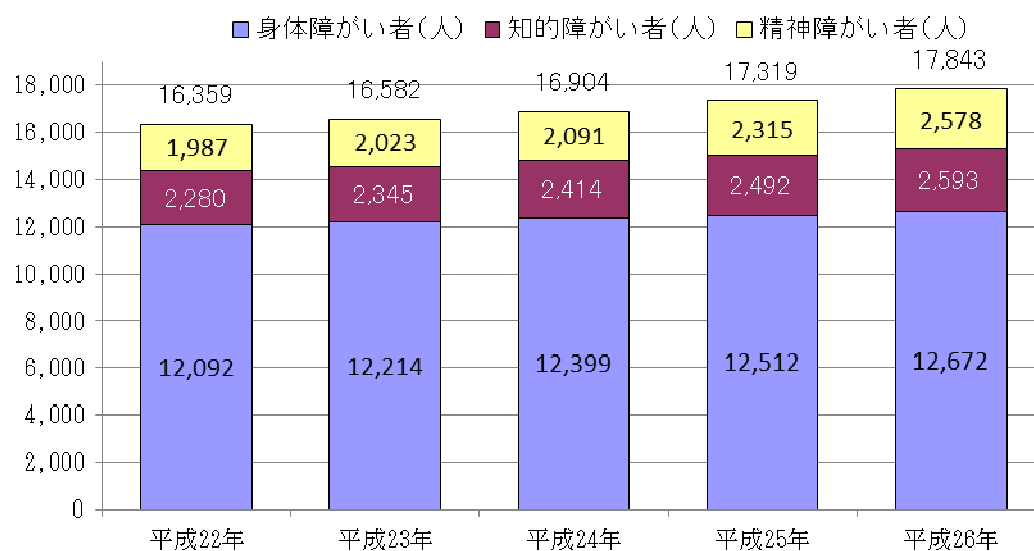
② 出生数等の減少

本市の出生数・出生率はいずれも減少を続けています。



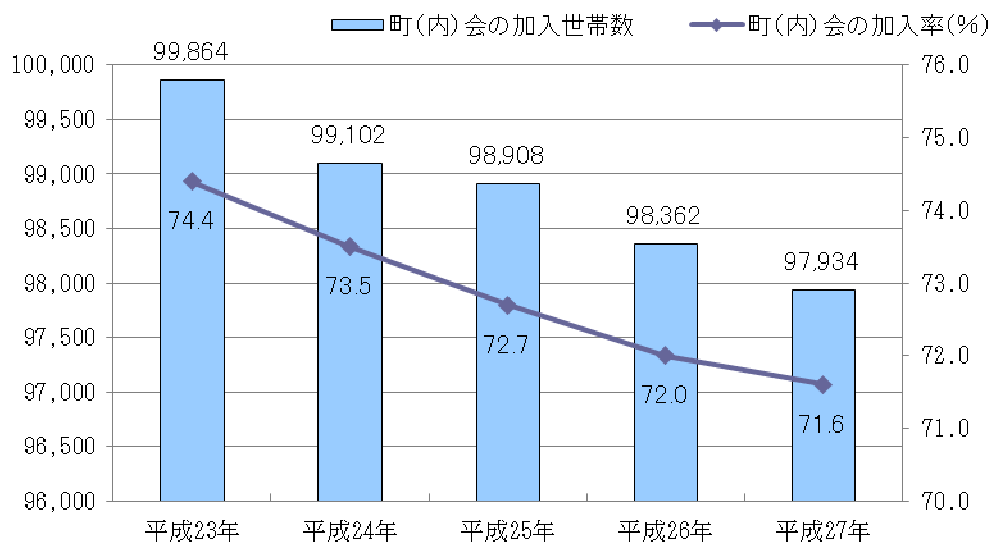
③ 障がい者数（手帳交付者数）の増加

本市における障がい者数は毎年増加しており、平成22年から平成26年までに1,484人、割合にして約9%増加しています。



④ 町（内）会加入世帯数の減少

町（内）会の加入世帯数及び加入率は減少を続け、平成 23 年の 99,864 世帯、74.4%から平成 27 年には 97,934 世帯、71.6%に減少しています。

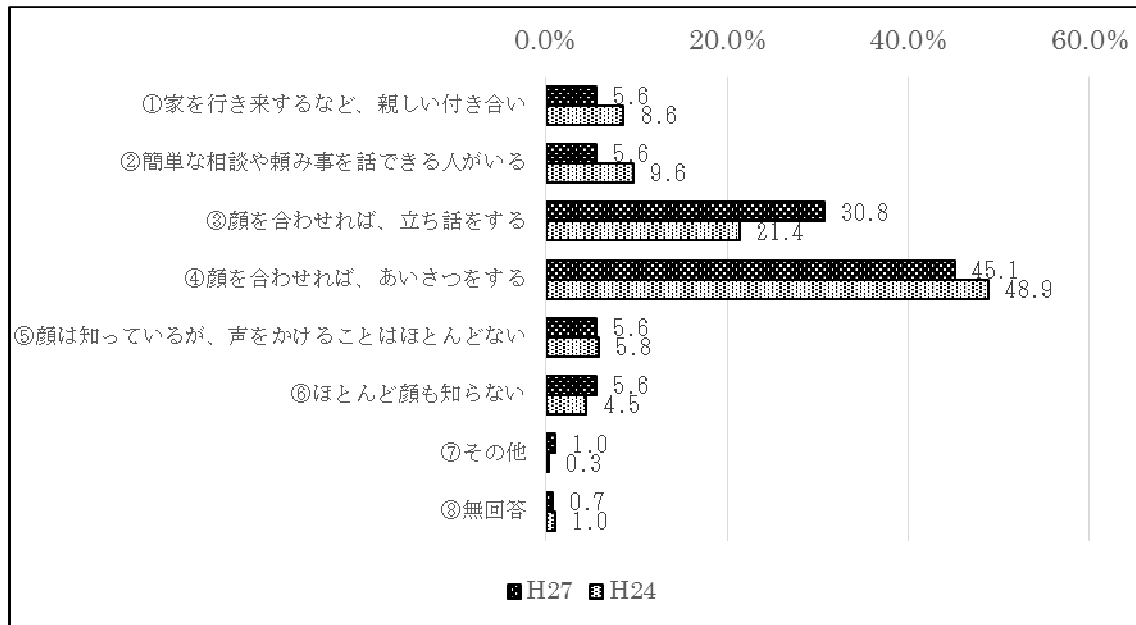


⑤ 計画策定のために実施したアンケートから

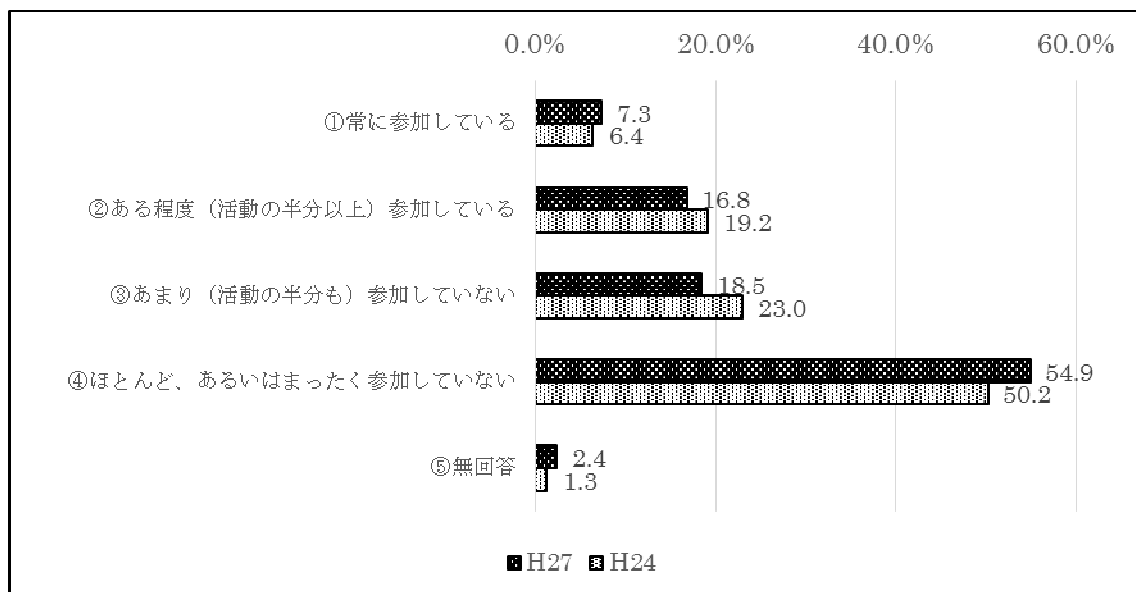
地域住民同士のつながりが希薄化しています。

【市民へのアンケート】

計画策定のために実施した市民へのアンケートでは、近所の人との付き合いの程度について、「顔を合わせれば立ち話をする」割合は増えているが、「親しい付き合い」、「簡単な相談や頼み事ができる人がある」割合は減少しています。（問6）



町(内)会活動に全く参加していない人の割合が増加しています。（問16）



（２）制度改正

① 子ども権利条例の制定

「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をおのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月に「子ども権利条例」を制定しました。

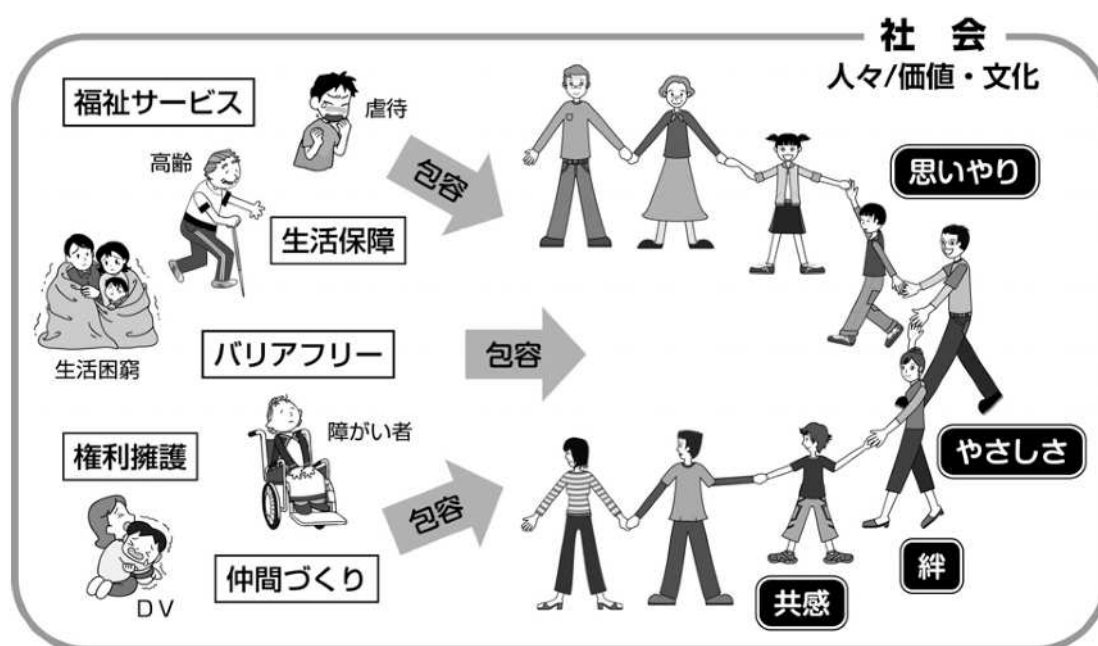
② 障害者差別解消法の制定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月から施行される「障害者差別解消法」に基づく対応が必要です。

（３）課題

人口減少・少子高齢化の進展や、地域コミュニティの弱体化により、地域の中でお互いに支え合う互助の力（相互扶助の力）が低下してきていることから、支え合う地域づくりを進めていくため、ソーシャル・インクルージョンをはじめとする**地域住民一人ひとりが地域で**お互いに支え合う意識の醸成や、子どもの権利の保障や虐待防止など**権利擁護意識の醸成**を図ることが必要となっています。

【ソーシャル・インクルージョンのイメージ（差替予定）】

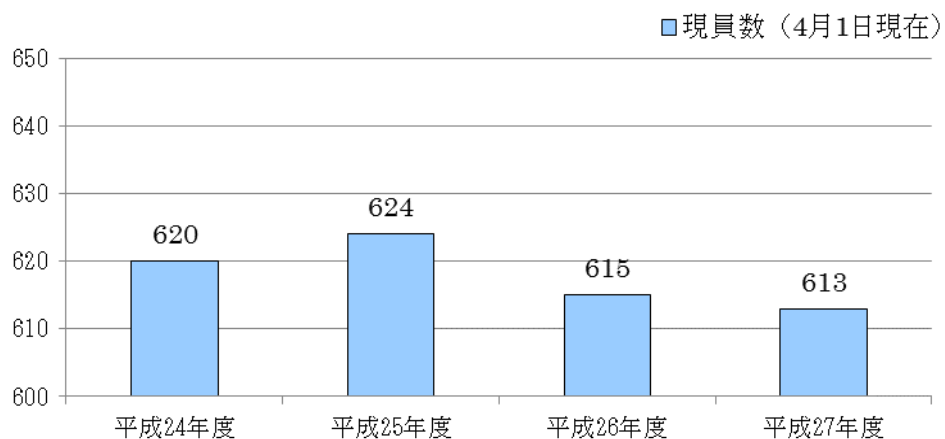


2 地域福祉の担い手について

(1) 社会動向・地域の動向

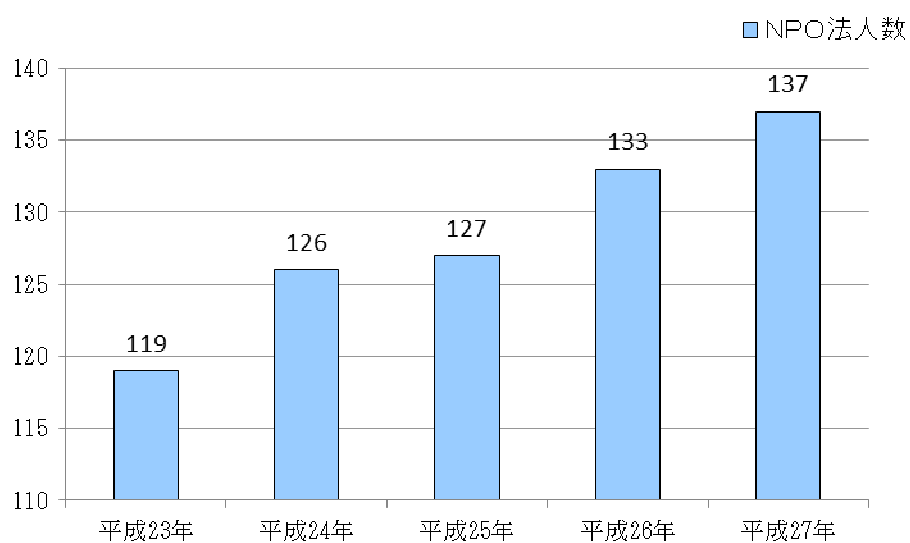
① 民生委員・児童委員・主任児童委員数の減少

民生委員・児童委員・主任児童委員数は減少傾向であり、定数 658 名に対して、平成 27 年 4 月 1 日現在では 613 名、45 人が欠員となっています。



② NPO法人数の増加

本市に事務所を置くNPO法人は平成 27 年には 137 団体あり、平成 23 年と比較して、18 団体、割合にして約 15%増加しています。

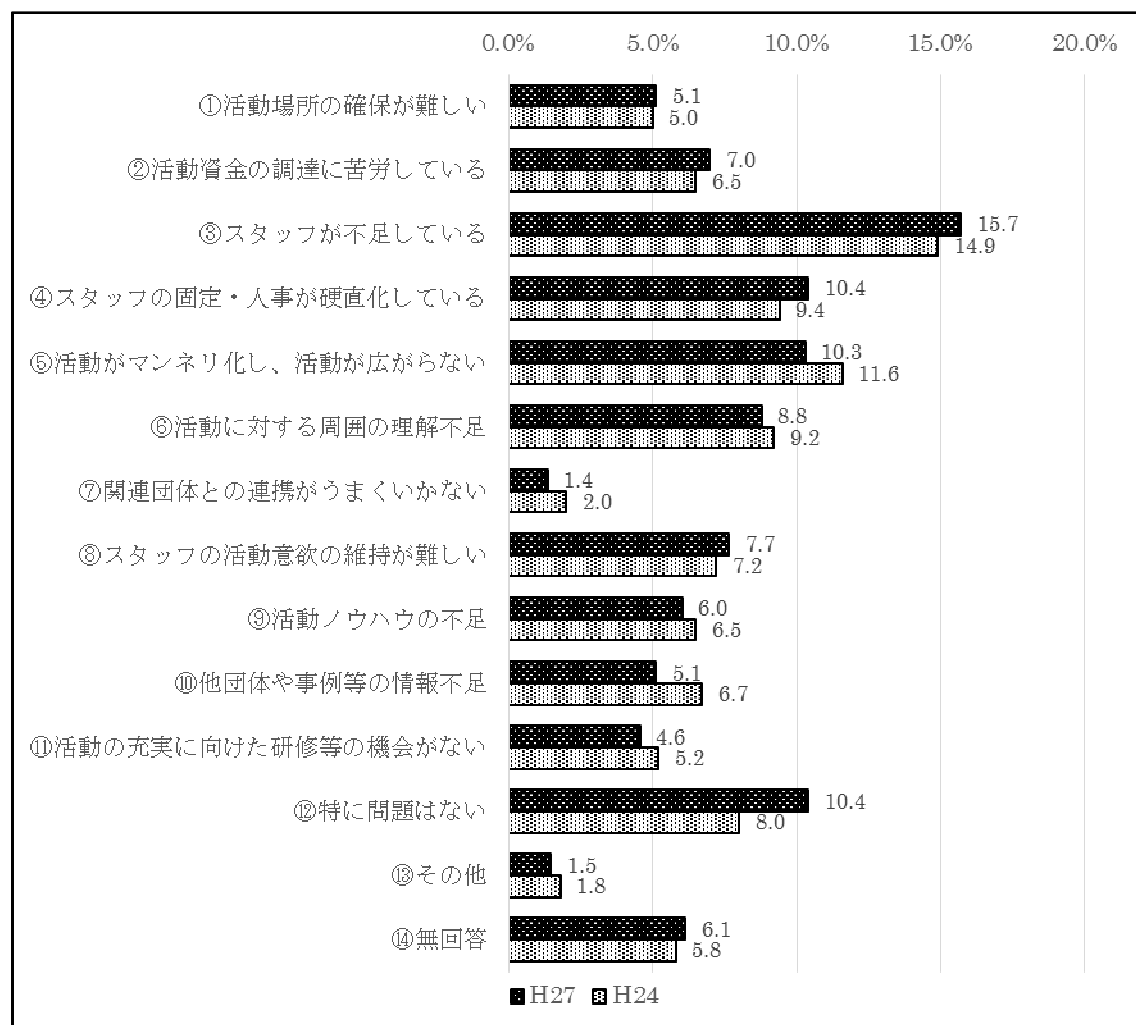


③ 計画策定のために実施したアンケートから

町(内)会活動でのスタッフ不足や人事の硬直化などが問題となっています。

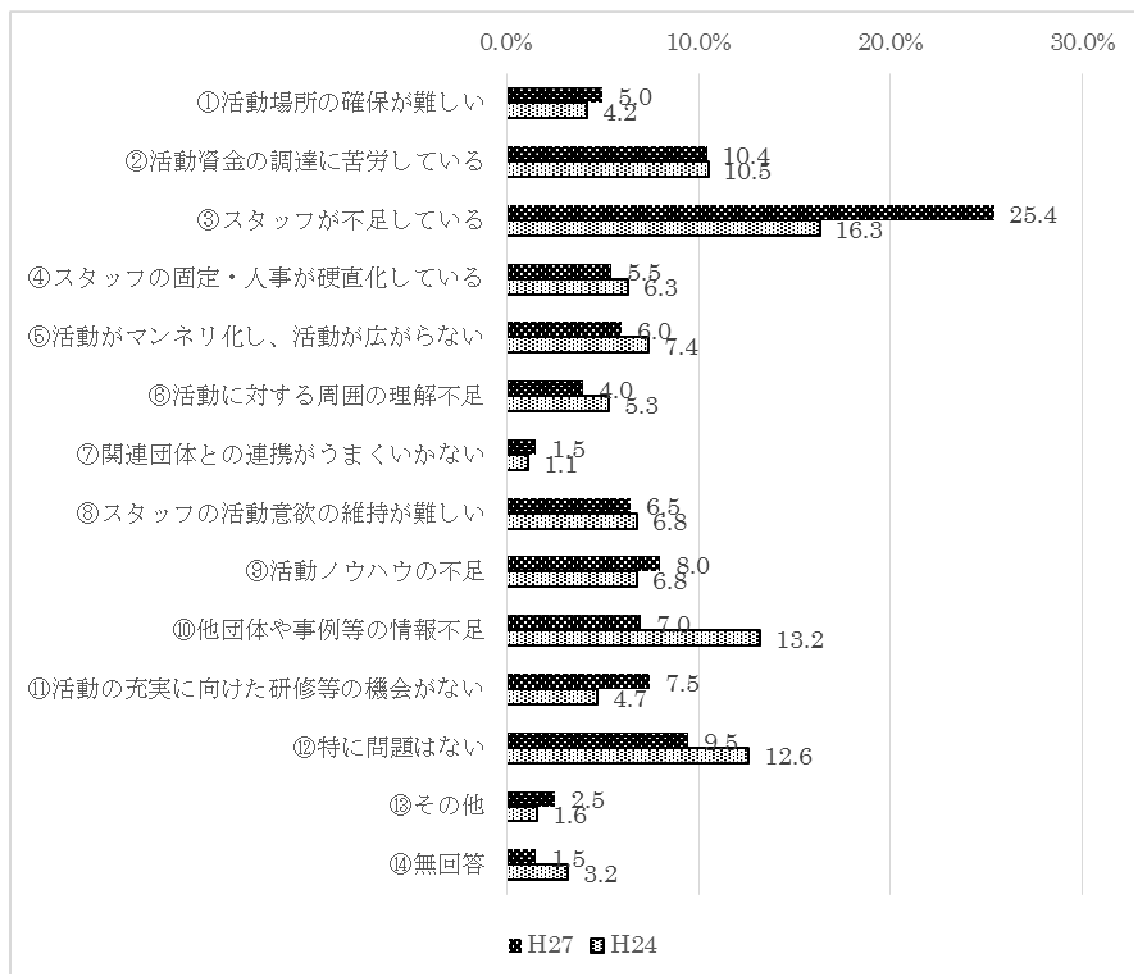
【町（内）会等へのアンケート】

町（内）会等では、団体の活動を行う上での課題や問題点については、「スタッフが不足している」、「スタッフの固定・人事が硬直化している」、「活動資金の調達に苦労している」の回答の割合が増加しています。（問 7）

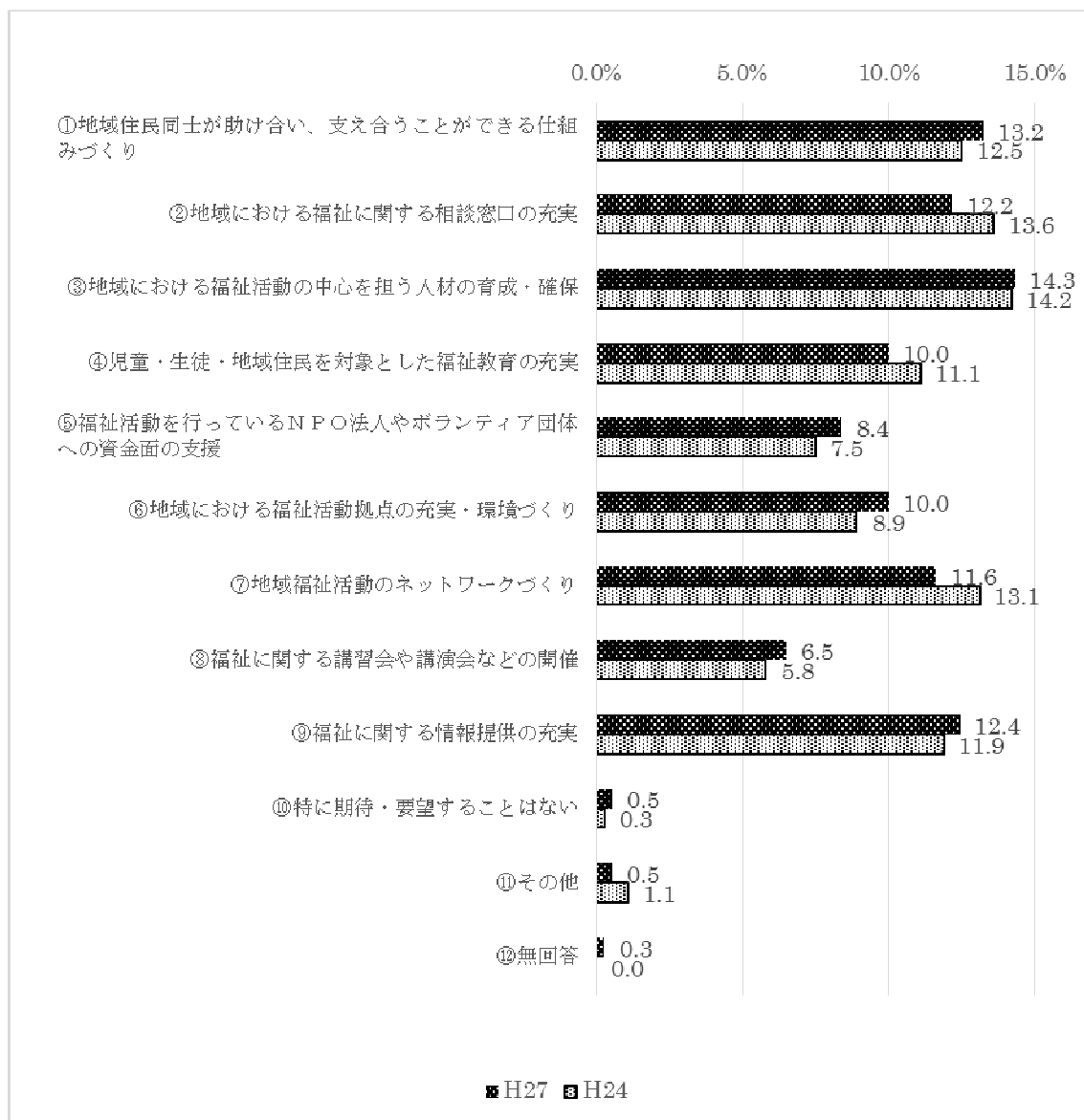


【社会福祉法人等へのアンケート】

また、社会福祉法人等においても、団体の活動を行う上での課題や問題点については、「スタッフが不足している」という回答の割合が増加しています。（問7）

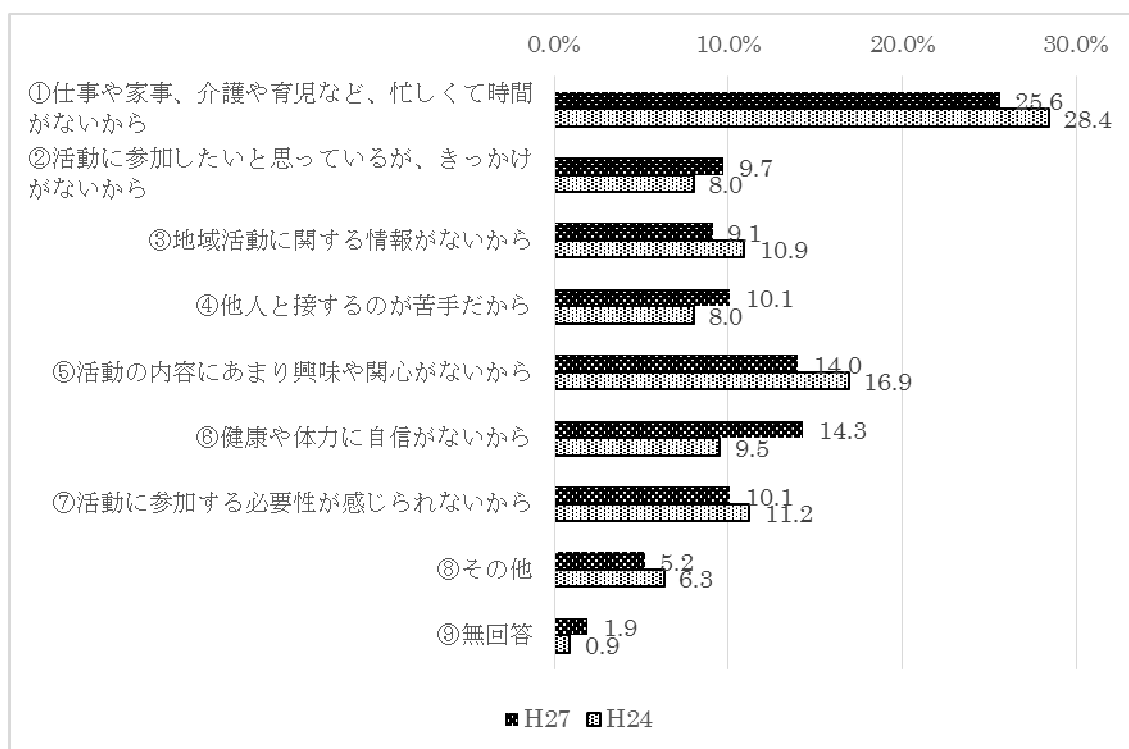


社会福祉法人等が、行政に望むことは「地域における福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」の割合が高くなっています。（問 16）



【市民へのアンケート】

町（内）会活動に参加しない理由として、「健康や体力に自信がないから」、「活動に参加したいと思っているが、きっかけがないから」という回答の割合が増加しています。（問 18）



（２）課題

町（内）会や社会福祉法人等の地域福祉の担い手は不足している状況にあり、市においても民生委員の欠員など担い手不足が生じていることから、これまでの地域福祉活動を維持あるいは発展させていくためには、高齢者、障がい者や子どもなど多様な面において、地域の中で困っている人を支えるために地域福祉の人材の育成・確保により一層力を入れていく必要があります。

3 地域における人や団体の連携について

(1) 社会動向・地域の動向

① ソーシャル・インクルージョンの必要性

これまでは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など特定の分野における福祉サービスの提供を行ってきましたが、地域では孤立死、虐待、引きこもりなどの課題が顕在化している傾向にあり、これらの問題はこれまでの特定の分野の対象から外れてしまうような方もいることから、ソーシャル・インクルージョンの考えを基本に、地域に暮らす全ての人々が互いを尊重し、包み、支え合うという状態を目指し、地域毎の対策・対応が必要です。

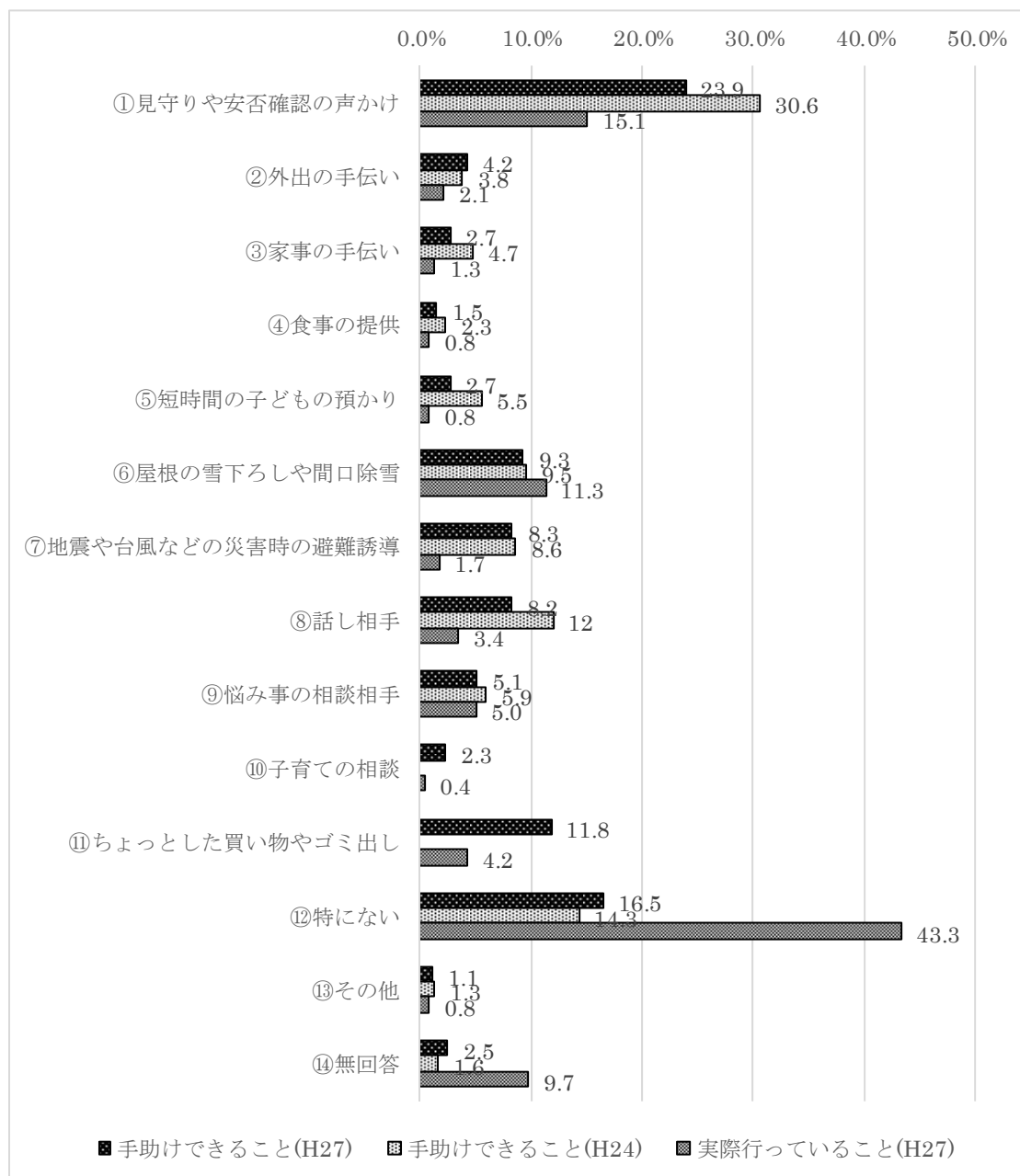
② 計画策定のために実施したアンケートから

《地域における支援・サービスの状況について》

市民は、近所の人に見守りや声がけ、除雪、災害時の避難誘導を支援してほしいと感じています。また、**支援が可能な人は実際の行動に結びついていない割合が高くなっています。**

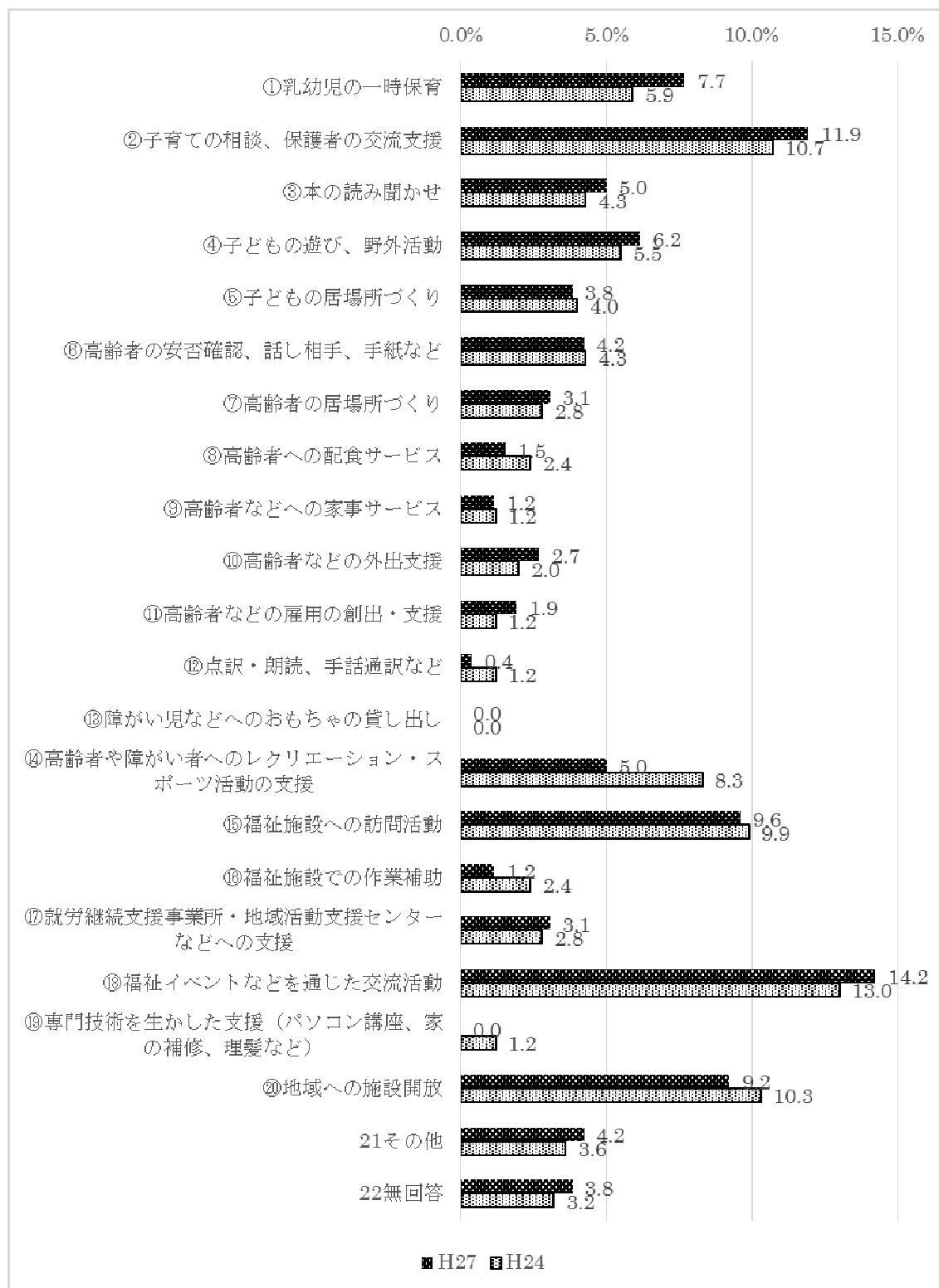
【市民へのアンケート】

近所の人に手助けできることは、「見守り・声がけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が高くなっているが、実際に行っている手助けは、「特にない」の割合が高くなっています。（問 13、14）



【町(内)会等へのアンケート】

他団体と協力して行っている活動については、「福祉イベントなどを通じた交流活動」の割合が増加しています。(問 6)



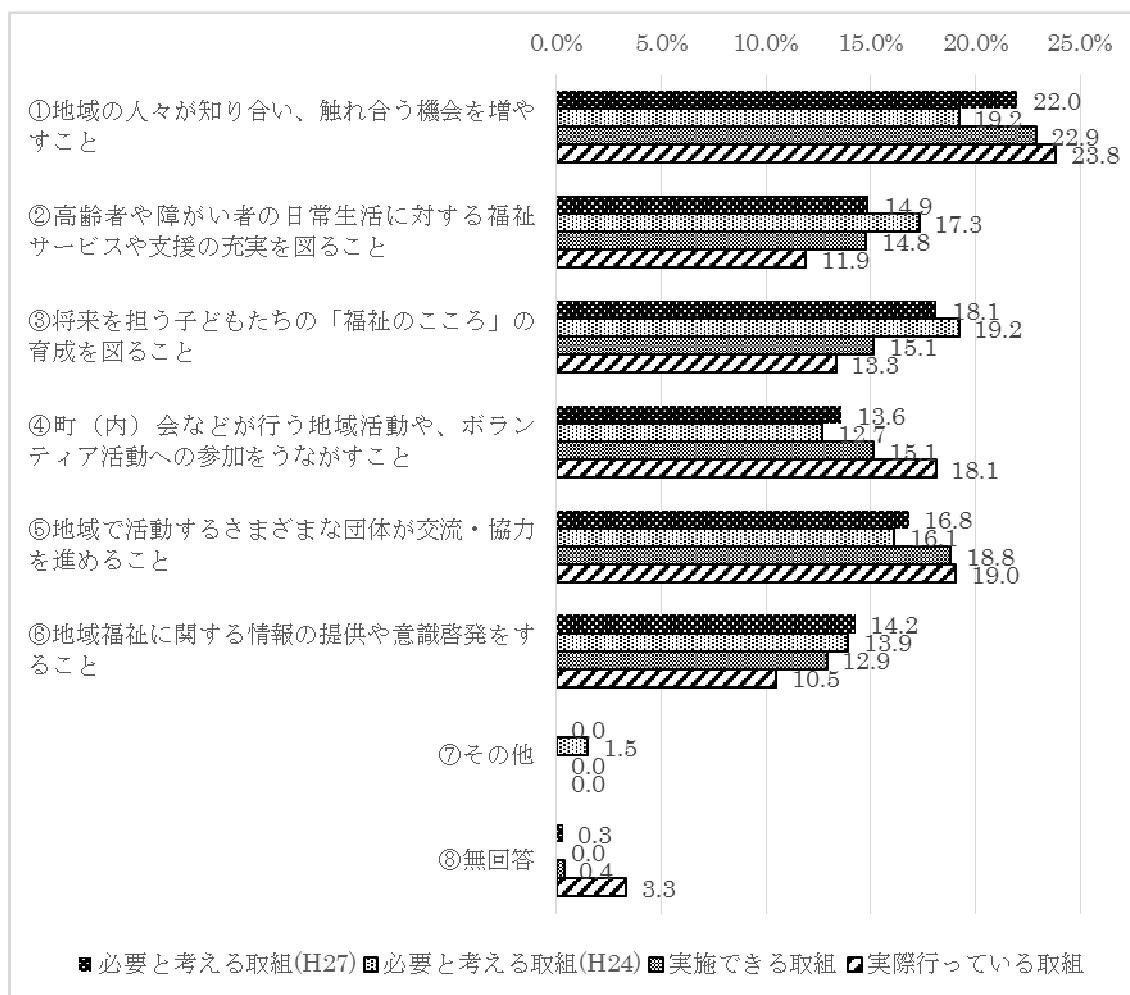
《地域福祉の推進のために今後必要な取組について》

今後、地域福祉を推進していくためには、社会福祉法人等の団体は、「**地域の人々が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと**」、「**地域で活動する団体の交流・協力**」が必要であると考えています。

【社会福祉法人等へのアンケート】

地域づくりのために必要と考える取組については、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」「地域で活動する団体が交流・協力を進めること」の割合が増加しており、実施できる取組として、同項目の割合が高くなっています。(問13、14、15)

地域福祉の推進に関する自由記載については、地域団体の連携に関する意見が多くなっています。



（２）制度改正

① 医療制度改革・介護保険制度改革

国の医療のサービス体制の改革により、病床数が削減され、在宅医療が推進されることにより、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

② 障害者総合支援法の施行

「障害者総合支援法」の施行により、地域社会における共生の実現が新たに理念として掲げられたことを受け、地域生活への移行促進や地域生活支援事業の拡充を図り、障がいのある方も、地域の一員として共に生きる社会づくりに向けた取組を進める必要があります。

（３）課題

医療や介護などの社会保障制度改革により、高齢者や障がい者は、これまでの入院・入所生活から在宅生活への移行が促進されることから、地域における包括的な支援が必要となること、また、地域住民や社会福祉法人等のニーズとして、地域福祉の推進のためには地域の団体の交流・連携が必要と考えていることから、地域でのソーシャル・インクルージョンの実現に向けて、多様な主体が連携し、**地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う体制づくり**が必要となっています。

4 地域福祉推進のための環境整備について

(1) 社会動向・地域の動向

① 市所有施設の老朽化

青森市総合福祉センターや福祉館、児童館の多くは建築から 30 年程度経過しており、市所有施設の老朽化が進んでいます。

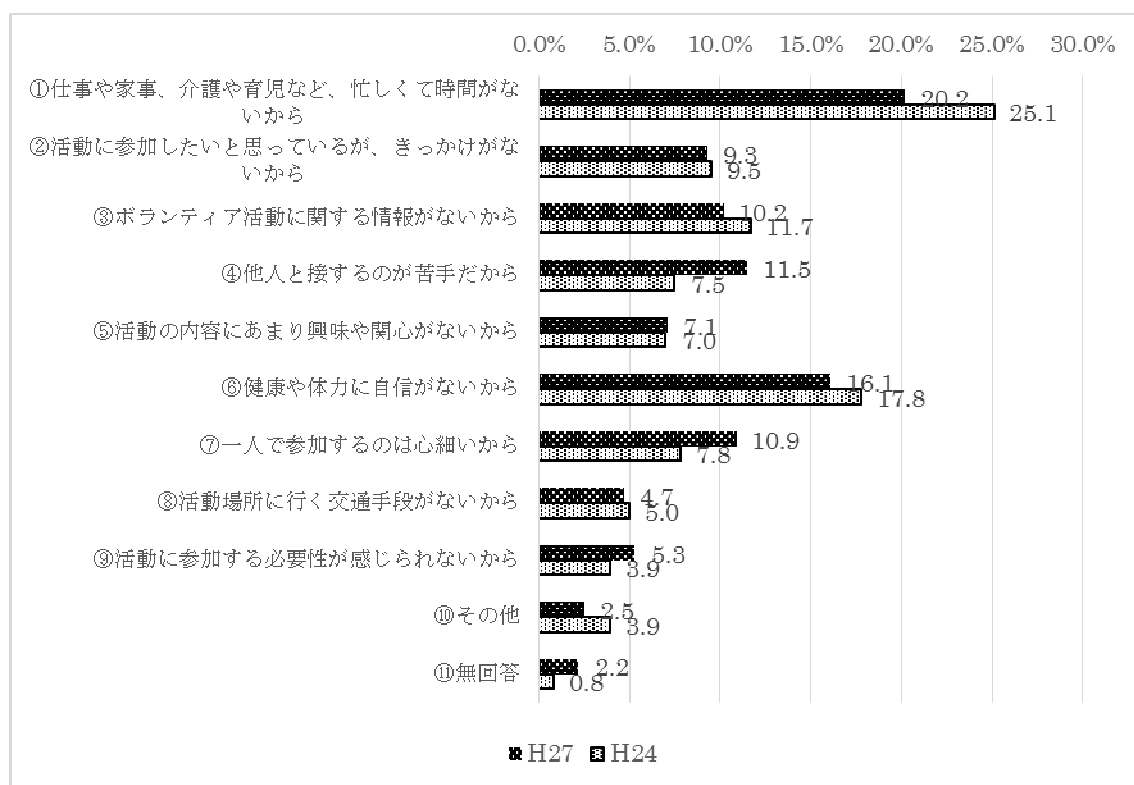
② 計画策定のために実施したアンケートから

《地域福祉の推進のために今後必要な取組について》

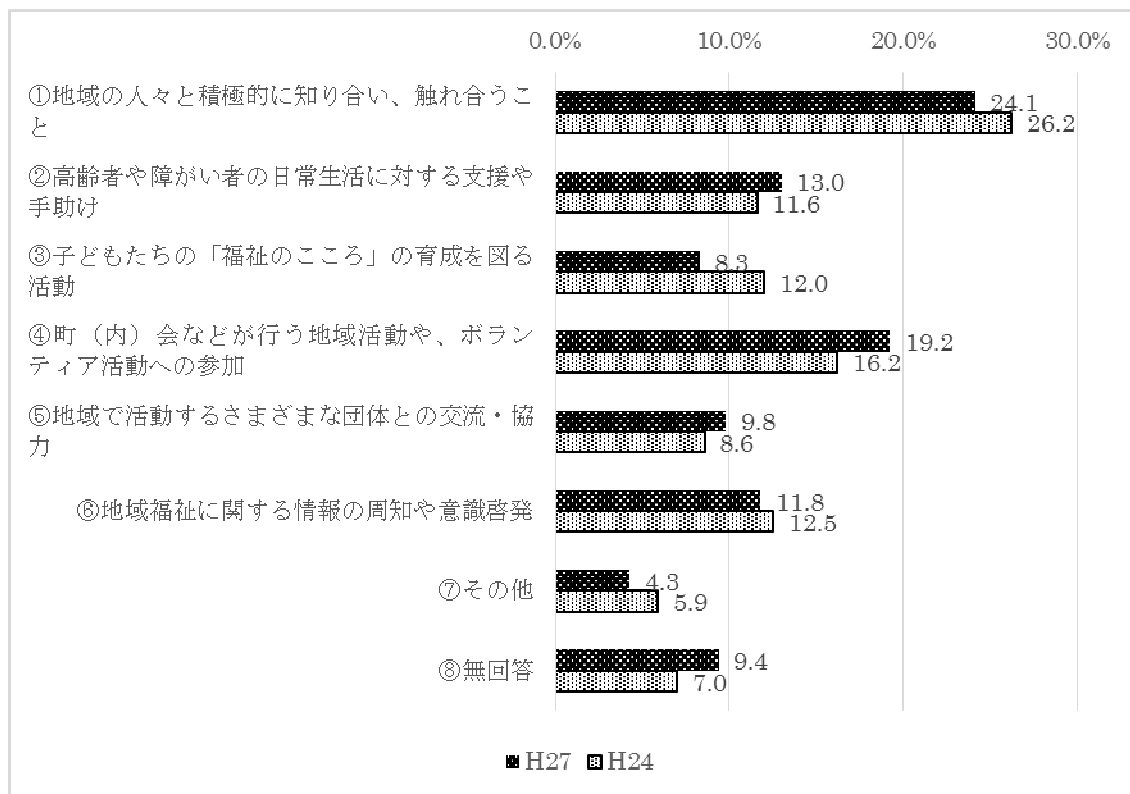
市民も町(内)会・社会福祉法人等の団体においても、今後の地域福祉活動の推進にあたって、**「地域の住民同士が知り合い、ふれ合う機会を増やすこと」**が必要と考えています。

【市民へのアンケート】

ボランティア活動に参加しない理由として、「忙しくて時間がない」という理由のほか、「他人と接するのが苦手だから」、「一人で参加するのは心細いから」という人とのつながりに関することを理由としたものの割合が増加しています。(問 22)



地域づくりを進めるためにできる取組については、「地域の人と積極的に知り合い、触れ合うこと」の割合が減少していますが、「町（内）会が行う地域活動、ボランティア活動への参加」の割合が増加していることから、個人レベルの活動は行いづらいが、町（内）会等の活動の場が整うことにより活動しやすくなることが伺えます。（問 25）



※社会福祉法人への同様のアンケートについては、18 ページを御参照ください。

（２）課題

施設の老朽化に対応しながらの地域福祉活動促進のための施設管理や、介護保険制度改革に伴う高齢者の在宅生活を支えるための施設整備の推進など地域福祉を支える施設の整備が引き続き必要となっています。

また、地域コミュニティの弱体化を改善するため、地域住民や団体が交流する機会づくりが重要であることから、活動機会の提供も必要となっています。

5 生活支援の体制について

(1) 社会動向・地域の動向

① 障がい者への自立に向けた支援の必要性

平成 27 年度中に策定予定の「(仮称)青森市障がい者計画」のための、アンケート調査・意見交換会では、在宅の暮らしを続けたいと考えている方が多いことから、既存のサービスだけでなく、身近な相談窓口や、地域における包括的な生活支援体制の充実が必要となっています。

② 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の必要性

子を産み、育てたいという希望する親が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、医療や保健の充実だけではなく、地域においても子育て支援活動を促進が必要となっています。

③ 災害時の要支援者への配慮（避難支援）

東日本大震災などを機に、災害時において自力での避難が困難な方への避難支援体制の構築がより一層求められています。

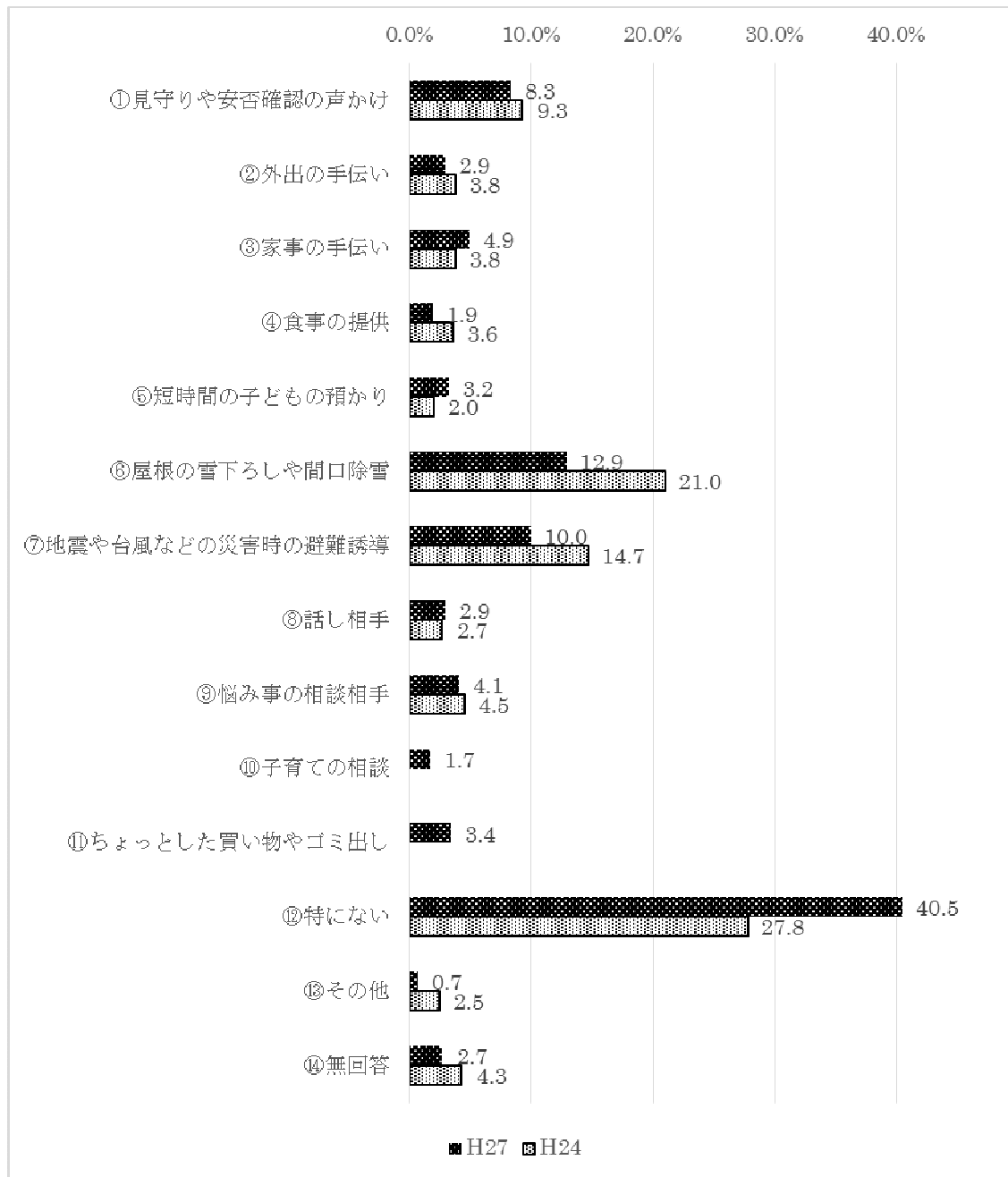
④ 在宅生活者への多様な支援ニーズへの対応

医療制度改革・介護保険制度改革により、地域での在宅生活者の増が見込まれることから、多様な支援サービスの充実が必要となっています。

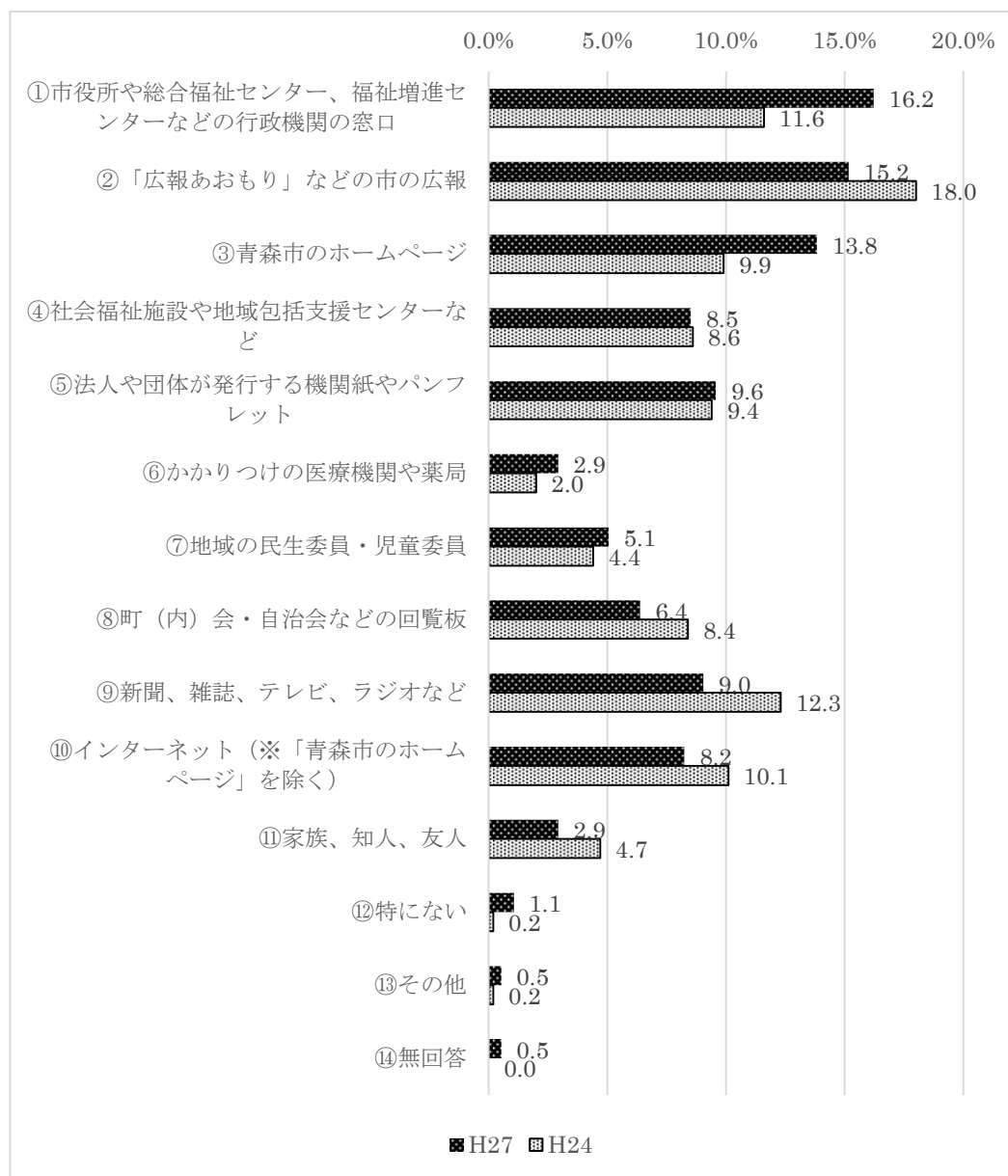
⑤ 計画策定のために実施したアンケートから

【市民へのアンケート】

必要としている福祉サービス・支援については、前回の調査と比較して「特にない」の割合が増え、「雪下ろしや間口除雪」、「災害時の避難誘導」の割合が減少しています。（問 10）

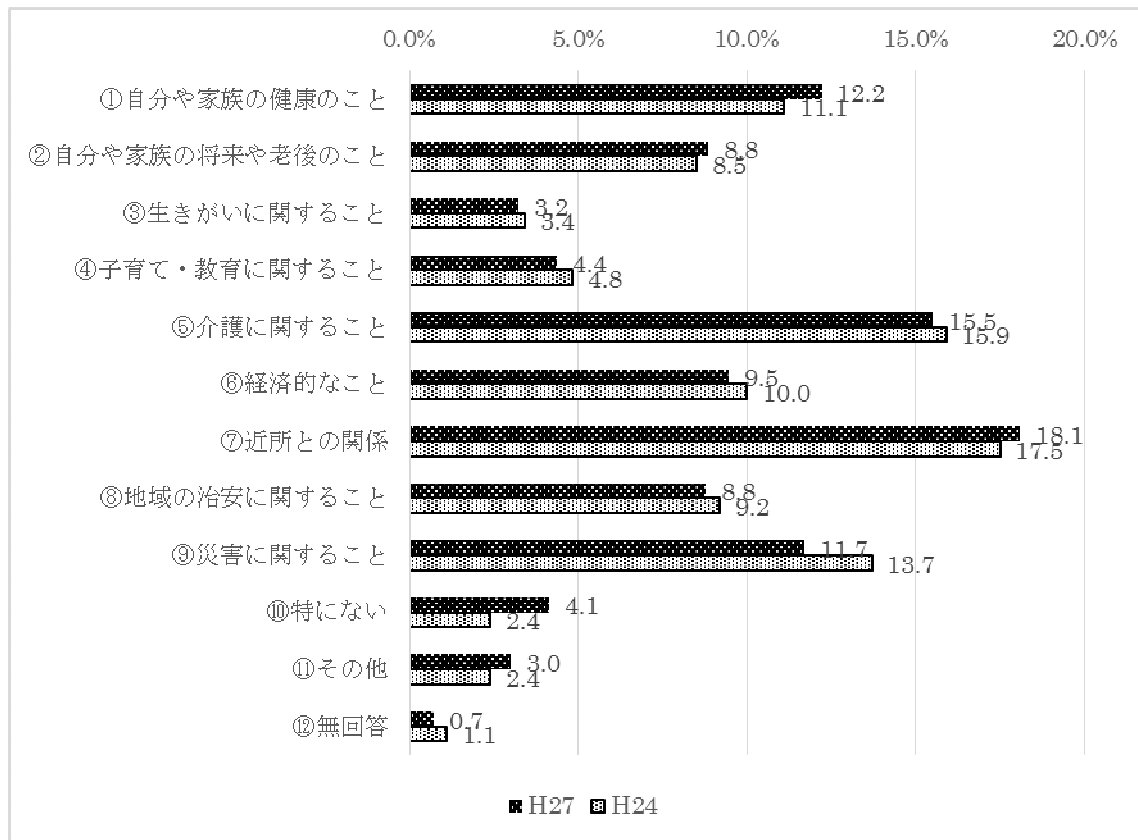


福祉サービスに関する情報の入手方法については、広報や新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによる割合が減少し、行政機関の窓口やホームページの割合が増加しています。（問12）



【町(内)会等へのアンケート】

地域住民からの相談内容は、「近所との関係」と回答した割合が最も高く前回の調査と比べて増加しています。(問 8)



(2) 制度改正

① 介護保険制度改革

地域包括ケアシステムの体制の構築の一環として、介護保険制度において地域の実情に応じた多様な日常生活支援を提供するため「新しい総合事業」を平成 29 年 4 月までにじしすることとされています。

② 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月から始まった生活困窮者自立支援制度において、法に基づき、生活困窮者への自立相談支援や、住居確保給付金の給付を行っています。また、制度においては、その他市町村の状況に応じた支援を実施することができます。

③ 障害者総合支援法の施行

障害者総合支援法の施行により、地域社会における共生の実現が新たに理念として掲げられたことを受け、地域生活への移行促進や地域生活支援事業の拡充を図り、障がいのある方も、地域の一員として共に生きる社会づくりに向けた取組を進める必要があります。

(3) 課題

介護保険制度改革による生活支援等のための新しい総合事業の実施、障がい者の自立に関する支援や、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援、また、生活困窮者への自立支援制度の実施、災害時における要支援者への避難支援など、様々な制度改革や地域住民のニーズに対応し、地域の中で支援を受けられず孤立することがないように、**地域の状況に応じた支援の実施、相談対応、情報提供**が必要となっています。

計画の基本方向

1 基本理念

本計画の理念は、

『地域において人と人とがつながり、支え合い、共に生きるまち』

とします。

2 基本方向(施策の方向)

第1部で示した地域福祉を推進するに当たっての課題を解決し、基本理念を実現するため、次の5つの基本方向（施策の方向）を掲げ、施策を総合的に推進します。

1 地域で支え合う意識の向上

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

2 地域福祉の担い手の育成・確保

今後の更なる人口減少・少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。

3 地域での共助ネットワークの構築

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

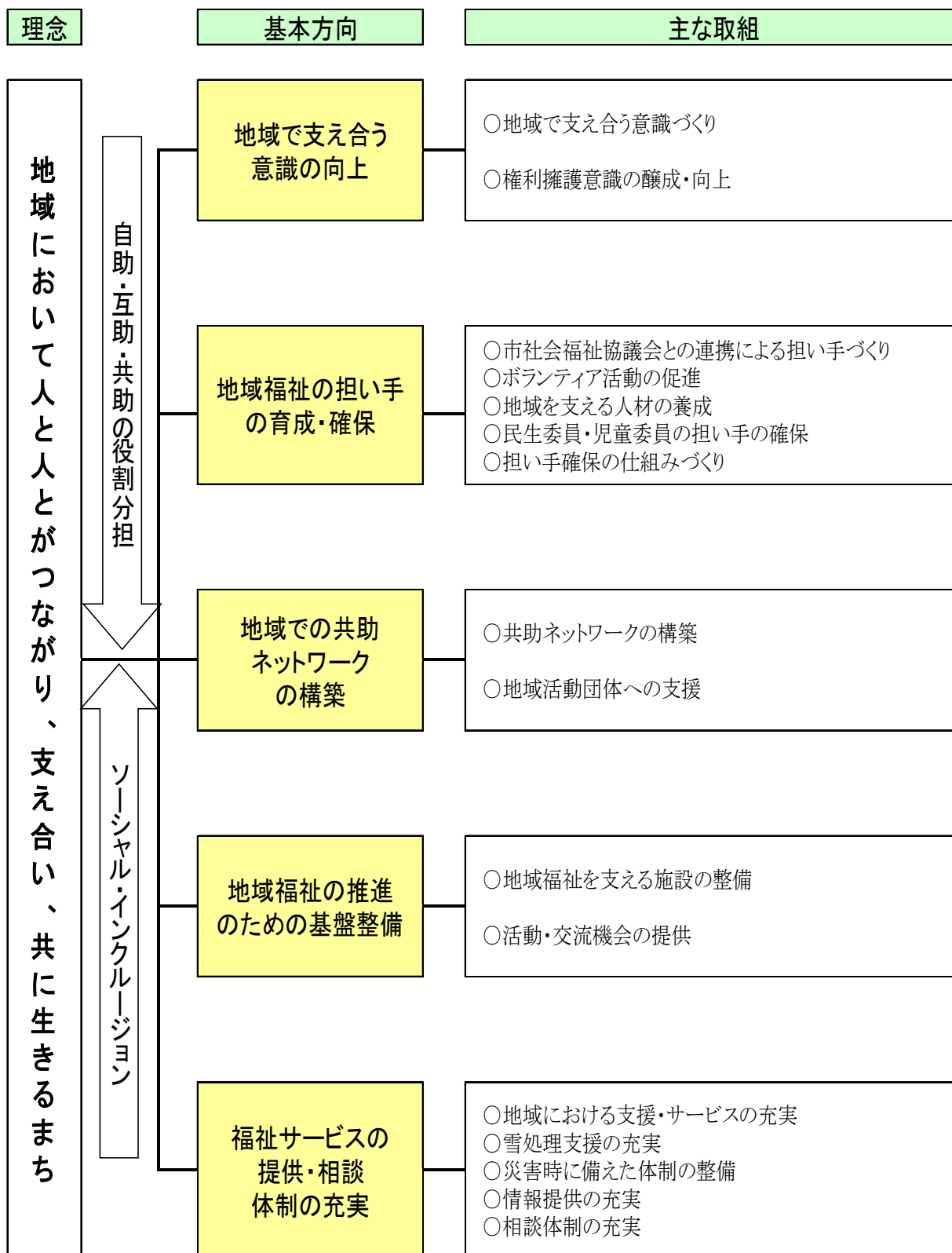
4 地域福祉の推進のための基盤整備

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

5 福祉サービス提供・相談体制の充実

高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

3 計画の体系図



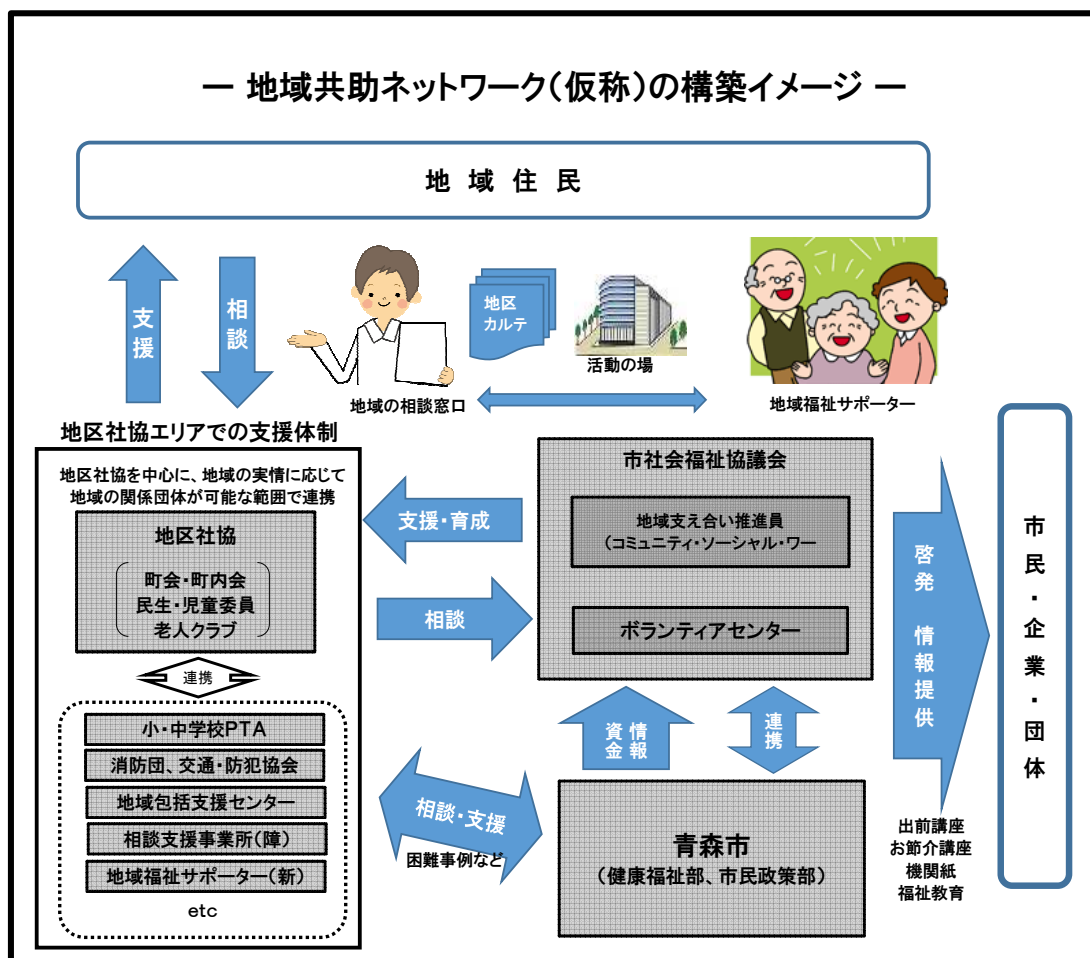
4 重点事業

計画の基本理念及び基本方向の実現に向けて、下記の5つの事項を重点事業として位置づけ計画的に取組を推進します。

- (1) 地域共助ネットワークの構築
- (2) 地区カルテの整備
- (3) ボランティアポイント制度、地域福祉サポーター登録制度の創設
- (4) 地域支え合い推進委員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置
- (5) ボランティアセンターの運営強化

(1) 地域共助ネットワーク（仮称）の構築

本計画の理念を実現するために、市内にある38の地区社会福祉協議会（地区連合町会）のエリアを基本として、市社会福祉協議会をはじめとする関係団体、地域住民との共助のネットワークづくりを進めていきます。



（２）地区カルテの整備

地域共助ネットワークを構築していくための基礎情報として、また各地区の福祉関係者が継続的に活用できるよう、地区の福祉やまちづくりに関する様々な情報を集約する「地区カルテ」の整備を進めます。

地区カルテの整備イメージ

【概 要】

地区社協エリアごとに、地域福祉に関する様々な情報を記載した「地区カルテ」を整備し、地域での社会福祉活動の際に、カルテの情報を活用して、サービスや支援につなげていく。

市が地域ごとに、地域で支援が必要な方の情報や共助サービスなどの情報を記載したカルテを作成



地域関係者が、カルテを活用し、支援が必要な方にサービスが提供されるようにつなぐ

【記載されている主な情報例】

【基礎情報】

年齢別人口、世帯数、高齢者数、障がい者数、子どもの数、災害時要支援者数など

【要支援者情報】

災害時要支援者名簿（個人の了解をいただいたもの）

【共助協力者情報】

地区社協役員、民生・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センター職員、町会・町内会役員、消防団員、地域福祉サポーター、相談支援事業所職員、などの名簿、連絡先

【共助サービス情報】

- ① 高齢者、障がい者支援サービスの内容、連絡先
 - ・茶話会などの集会サービス
 - ・見守り、声がけなどの安心サービス
 - ・雪かき、ゴミ出し、買い物などの生活支援サービス など
- ② 子育て支援サービスの内容、連絡先
 - ・家庭を訪問して子育てを応援するサービス
 - ・育児相談などの支援サービス など
- ③ 健康づくりサービスの内容、連絡先
 - ・健康教室、栄養教室、健康体操講座など



（３）地域福祉サポーター登録制度、ボランティアポイント制度の創設

地域福祉の担い手を確保するため、地域住民が自分の得意分野や活動可能な分野で支援活動を行う「地域福祉サポーター登録制度」を創設します。また、登録制度によりボランティア活動を行った人へポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度を創設します。

《地域福祉サポーターのイメージ》

地域福祉サポーター ー（仮称） 助け合いクラブ 「結」ー

【活動の仕方のイメージ】

STEP 1 自分ができる範囲の活動でボランティアセンターに会員登録



STEP 2 ボランティアセンターが登録内容を踏まえ、支援活動を紹介



STEP 3 紹介された支援活動から自分で可能なものを選択、実施



STEP 4 活動内容に応じてボランティアポイントを獲得

【活動内容の例】

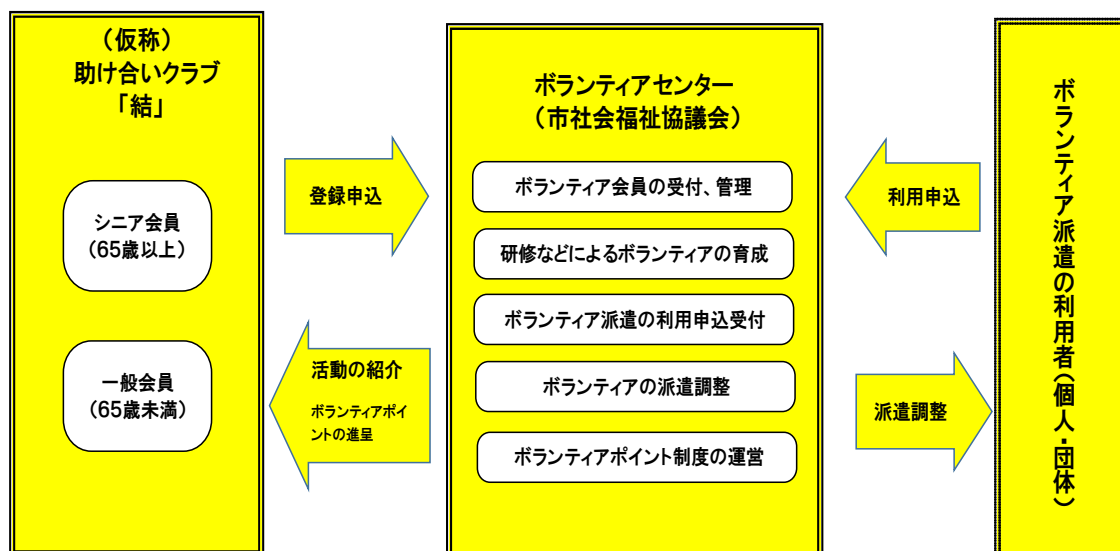
- ☐ 高齢者や障がい者の生活支援
 - ・見守り、ゴミ出し、買物支援、話し相手、雪かき支援 など
- ☐ 子どもへの支援
 - ・一時預かり等家庭支援、児童館活動支援、子ども会活動支援、交通安全指導 など
- ☐ 地域活動への支援
 - ・ゴミ拾い、花植え、町会行事支援 など

・
・
・



ボランティアセンターがつなぐ助け合いのネットワーク

ボランティアセンターが、ボランティアしたい内容に合わせた紹介のほか、必要な研修も行い、ボランティア活動を積極的にサポートします。また、ボランティアポイントによる還元も行います。



自分ができすることで地域に貢献し、ボランティアポイントもゲットしよう



(4) 地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置

地域共助ネットワーク（仮称）を推進していくに当たって、地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、地域内の人材や資源をつなぎ、支え合いの体制の構築を推進します。

地域支え合い推進員
(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)

【役 割】

- ・介護予防や生活支援サービスでのニーズ把握と必要なサービスを提供するための調整
- ・地域での困難事例などにおけるケース検討会議の開催
- ・ボランティア支援などにつなげるための調整
- ・地域の福祉関係者からの相談対応と支援
- ・地域福祉サポーターの派遣調整
- ・「地区カルテ」の更新・管理 など

【配 置】

各地区社協を個別に支援できるような人員を社会福祉協議会内に配置



(5) ボランティアセンターの運営強化

市ボランティアセンターではこれまでも、ボランティアに関する相談対応・情報提供、体験ボランティアの実施などボランティア活動の促進に取り組んできましたが、今後より一層促進させるため、ボランティアセンターの運営について、下記のとおり強化します。

《主な運営強化策》

- ・ボランティアセンターの体制強化
- ・ボランティアの資質向上を図る多様な研修の実施
- ・ボランティアポイント制度の運営
- ・出前講座やボランティア体験などによる意識づくり
- ・機関紙・インターネットなどを活用した情報発信の強化
- ・ボランティアニーズ等の調査 など

第2部 各論

現状と課題

- 全ての団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、本市の高齢化率は 33.9%になると推計されており、今後さらに人口減少、少子高齢化が進展していくものと見込まれます。
- 町（内）会への加入世帯数や加入率が毎年低下しており、本計画策定のために実施したアンケートでは、「町（内）会活動にあまり参加していない」又は「ほとんど参加していない」と回答した市民の割合が平成 27 年度において 7 割程度という状況にあります。
- また、同調査では、誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思っている市民の割合は、平成 26 年度において 9.3%と低い状況となっています。
- 今後、更に人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域福祉の担い手の減少や担い手の高齢化に対応していくため、地域でお互いに支え合う意識の向上が必要です。
- 特に、今後、地域福祉の担い手として期待される元気な高齢者などターゲットを明確にした意識啓発を実施していく必要があります。また、将来を担う子どもたちへの福祉教育も併せて行っていく必要があります。
- また、国においては、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を締結し、平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行されることとなっており、障がい者の人権尊重に向けた取組が推進されています。こうした中、市における障がい者や高齢者の虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。
- 青森市子どもの権利条例[※]や青森市子どもの権利相談センターの認知度はまだまだ低い状況にあります。
- 市民誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、誰もが暮らしやすい社会の実現が求められていますが、年齢や性別の違い、障がいや病気の有無、文化・思想や国籍の差異などによる差別、偏見、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]など、人権侵害に関する様々なトラブルが問題となっています。

[※]青森市子どもの権利条例：「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、平成 24 年 12 月に制定した条例。

[※]DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

- 地域住民それぞれがお互いの人権を尊重する意識を持つことが地域福祉の推進につながるため、高齢者、障がい者、子どもの虐待やDVの防止・早期発見に努めるとともに、成年後見制度など判断能力が不十分な方への支援制度や子どもの権利の普及啓発を図るなど、引き続き権利擁護意識の醸成・向上を図っていく必要があります。

施策の方向

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

主な取組

《地域で支え合う意識づくり》

- 【重点事業】・【拡充】ボランティア活動を通じて、地域でつながり支え合う意識を向上させるため、青森市社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターの運営を強化します。
 - ・ ボランティアセンターの体制強化
 - ・ ボランティアの資質向上を図る多様な研修の実施
 - ・ ボランティアポイント制度の運営
 - ・ 出前講座やボランティア体験などによる意識づくり
 - ・ 機関紙・インターネットを活用した情報発信の強化
 - ・ ボランティアニーズの調査 など
- 広報あおもりやホームページ、市民向け各種講座等を通じて、地域福祉の担い手として期待される元気な高齢者をはじめとする市民全体に地域福祉やボランティアに関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。
- 将来を担う子どもたちに地域福祉への理解を深めてもらうため、福祉教育の充実のための方策を検討します。

《権利擁護意識の醸成・向上》

- 【拡充】障害者差別解消法に基づく対応要領の策定等により、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮がなされるような環境の整備に努めます。
- 障害者週間に合わせたパネル展の開催や、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動の展開、小・中学生を対象とした「福祉読本」の配付を通じ、ノーマライゼーション※理念の普及啓発に努めます。

※ノーマライゼーション：障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共に生きる社会こそ普通（ノーマル）な社会であるという考え方のこと。

- 虐待やDVを防止・早期発見するため、虐待等に関する理解の促進や青森市障がい者虐待防止センター、青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談先の周知や理解の促進を図ります。
- 障がいや認知症などにより判断能力が不十分な方を支援するための成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業[※]の周知により、権利擁護の意識啓発を行います。
- 子どもの権利が広く認知されるよう、子どもと大人が「青森市子どもの権利条例[※]」や子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するとともに、子どもの権利相談センターの周知を行います。
- 男女平等と人権尊重の理念の普及のため、地域住民や地域団体、ボランティア団体などの多様な主体と連携を図りながら、人権に関する正しい理解を広め、理解を深めるための様々な啓発活動を推進します。
- 異なる価値観や文化を理解し、尊重し合い、その豊かさを共有しながら、日本人も外国人も地域で共に暮らす市民として「多文化共生[※]社会」の啓発に取り組みます。

[※]成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなど、判断能力の不十分な方を保護し、財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度のこと。

[※]日常生活自立支援事業：判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により行う各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのこと。

[※]多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

目標とする指標

指標とその説明		基準値	目標値
計画案の段階で設定			

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・ 地域の身近な問題に関心を持ち、隣近所で助け合うよう心がけます。

地域団体※に期待される役割

- ・ 地域の課題や潜在化しているニーズについて積極的に情報発信し、地域住民の地域への関心を高めます。

福祉事業者※の役割

- ・ 地域への施設開放や実習生の受け入れなど、体験学習の場を提供し、地域住民等に対する意識の向上を図ります。

市の役割

- ・ ボランティアセンターの運営支援や、様々な広報媒体を活用した具体的な地域活動やボランティア活動の事例の紹介などを通して、地域福祉推進に対する地域住民の意識啓発を図ります。
- ・ 様々な広報媒体を活用して、権利擁護の理念や相談先の周知などを通じて、地域住民の権利擁護意識の向上を図ります。

※地域団体：町（内）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体など。

※福祉事業者：市社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉事業を行うNPO法人など。

現状と課題

- 本市では、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を担う人材の育成・確保に努めており、平成26年度において青森市ボランティアセンターに登録のあったボランティア数は8,327人となっており、平成24年度の6,411人、平成25年の5,753人と比較すると増加しています。
- また、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成や市民後見人の育成、災害時避難行動要支援者への支援者の確保のほか、市民の健康づくりを牽引する健康づくりリーダーや地域の中で自ら健康づくりを実践するとともに周囲に広げていく健康づくりサポーターなど地域における人材の養成を行ってきました。
- 一方で、民生委員・児童委員の欠員が続いていることや、ボランティア等の担い手の確保が困難な事業もあり、市民に行ったアンケートでは約6割がボランティア活動に参加した経験が無く、約5割が町（内）会の活動にほとんど、あるいはまったく参加していない状況となっています。
- また、地域においては、計画の策定に当たって町（内）会等や社会福祉法人等を対象に実施したアンケートでは、団体の活動を行う上での課題や問題点について、スタッフ不足と回答した割合が一番高くなっています。
- このような中、人口減少・少子高齢化の進展によって多様化すると考えられる支援ニーズに対応し、地域福祉を推進していく担い手を育成・確保するとともに、そのための仕組みづくりをする必要があります。

施策の方向

今後の更なる人口減少・少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・連携を図ります。

主な取組

《市社会福祉協議会との連携による担い手づくり》

- 地域福祉の推進を担う中心的な団体である市社会福祉協議会との連携により、地域住民が協力して行う見守りやボランティア活動を支援する「ほのぼのコミュニティ21推進事業」や「こころの縁側事業」、「間口除雪支援」などを拡充し、地域において福祉活動を担う人材の育成を図ります。

《ボランティア活動の促進》

- 【重点事業】ボランティアセンターの運営を強化し、専従職員の配置により、ボランティアをしたい人と求める人のマッチング及びボランティアの資質向上に向けた取組を強化します。また、ボランティアセンターを活用し、ボランティア団体の活動に関する情報提供を行うことで、ボランティア活動へのきっかけづくりに努め、幅広い世代からの人材の掘りおこしを図ります。
- 市社会福祉協議会との連携による中学校等のボランティア推進校の指定や、一人暮らしの高齢者世帯への除雪奉仕活動など、学生をはじめとする若者のボランティア活動を促進します。

《地域を支える人材の養成》

- 認知症サポーターや市民後見人・法人後見、相談支援専門員、障がい者相談員、子育て応援隊、ファミリー・サポート・センターのサポート会員、災害時避難行動要支援者の支援者、健康づくりサポーターなどの地域を支える様々な人材の養成や配置に努めます。

《民生委員・児童委員の担い手の確保》

- 地域において、市民と行政をつなぐ窓口として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員について、町（内）会、地区社会福祉協議会などと連携し地域の実情を把握しつつ、積極的に担い手の確保に努めます。
- 「青森市民生委員・児童委員協議会」との連携により、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、地域活動での支援体制を強化します。

《担い手確保の仕組みづくり》

- 【重点事業】地域におけるボランティアの人材を確保するため、地域住民が自分の活動できる分野ごとに地域福祉を支えるサポーターとして登録し、地域福祉関係者の要請に応じて支援が実施できるよう「地域福祉サポーター制度」を創設します。
- 【重点事業】地域福祉の担い手確保を促進するため、地域福祉サポーター制度に登録し、ボランティア活動を行った人へポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度を創設します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
計画案の段階で設定		

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加・参画するよう努めます。

地域団体に期待される役割

- ・ 地域住民の地域活動やボランティア活動への参加の促進に努めます。

企業に期待される役割

- ・ 地域福祉の担い手であることを認識し、ボランティア活動の推奨や、ボランティア休暇※制度の導入など、地域の一員として地域福祉活動への参加促進に努めます。

福祉事業者の役割

- ・ 福祉事業従事者等を専門的な研修会等に積極的に参加させるなどし、資質の向上に努めます。
- ・ 体験ボランティア事業や、実習生等の受け入れ、地域団体の研修会等への講師派遣等により、広く各世代の人材育成・確保に努めます。
- ・ ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアを受け入れたい側とのコーディネート※を行うとともに、参加促進に向けたネットワークづくりに努めます。

市の役割

- ・ 地域福祉サポーター制度やボランティアポイント制度の構築により、地域ごとに福祉の担い手を確保できるよう努めます。

※ボランティア休暇：労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇のこと。「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもある。

※コーディネート：物事を調整し全体をまとめること。または、つなぐ役割のこと。

現状と課題

- 一人暮らし高齢者の増加により、地域での支え合いが重要であることから、可能な限り住み慣れた地域において、安心して自分らしい生活を送るため、見守りも含む地域全体で高齢者の生活を支える地域包括ケア体制の充実が必要とされています。
- また、障がい者が住み慣れた地域の中で地域の人と共に生きていくため、ニーズに的確に対応するとともに、円滑なサービスの提供体制を構築する必要があります。
- さらには、少子化、核家族化を背景に地域でのつながりが希薄化している中、地域全体で子どもを育てていくため、学校・家庭・地域が一体となって子育てを支える体制を整える必要があります。
- 本計画策定に当たって実施したアンケートでは、地域づくりを進めるために必要な取組、できる取組、実際に行なっている取組として、市民は「地域の人々と積極的に知り合い、ふれ合うこと」と回答した割合が高く、社会福祉法人等は同じく「地域の人々と積極的に知り合い、ふれ合うこと」や、「地域で活動する団体が交流・協力を進めること」と回答した割合が高いことから、市民も地域内の団体も地域福祉の推進のためには多様な主体の連携が必要であると考えています。また、社会福祉法が改正される動きがあり、社会福祉法人は法に基づき地域貢献に努めることとなることから、これまで以上に地域と連携し、地域福祉活動に取り組む機運が高まっています。
- 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、支援のニーズは増加・多様化し、現状のままでは今後さらに地域福祉の担い手は不足していくと考えられることから、地域の中で互いに支え合う体制づくりを進めていくため、高齢者だけでなく、障がい者や子ども、生活困窮者なども含めた地域における全体的な支援のネットワークを構築していく必要があります。
- 地域団体や関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう、地域ごとの実情や住民のニーズを踏まえた支援を行うとともに、それぞれの機能や人材の有効活用を進めるため、ネットワークを構築して協力・連携を図ることが必要です。

施策の方向

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。

主な取組

《共助ネットワークの構築》

- 【重点事業】高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士による助け合い）によるネットワークの構築を進めます。（新たな団体・組織を設立するのではなく、既存の団体や取組をこれまで以上に有機的に連携させ、地域福祉の推進を目指すものです。）
- 【重点事業】地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など地域の多様な主体が結集する「まちづくり協議会※」の構築などを促すとともに、市との協働によるまちづくりに取り組みます。
- 【重点事業】上記のネットワークを構築していくため、各地域における調整役として地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置します。
- 【重点事業】地区ごとのネットワークを構築していくため、また、地域の現状について、市として現状を積極的に把握するため、地域福祉に関わる情報を地区ごとにまとめた、地区カルテを作成し、地域関係者と課題等を共有します。
- 高齢者の家族や民生委員・児童委員、高齢者介護相談協力員等の地域住民全体による見守り活動や、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を通じて、地域において支援を必要とする高齢者に早急かつ適切な支援が行えるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 障がい者のための相談支援事業所を中心に、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を通じて、多様なニーズに対して総合的にサービスを提供できる体制を構築します。
- 高齢者、障がい者、子どもの虐待防止・早期発見のため、地域団体・関係機関等との情報共有や支援策の検証・協議など、連携協力体制を構築します。

《地域活動団体への支援》

- 地域コミュニティ※活動の重要な役割を担う町（内）会や、ボランティア活動の重要な役割を担う市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子ども会など、地域団体、関係機関等に対する支援を行います。
- 地縁による団体の法人格取得の認可や、NPO法人の認証に関する手続きや相談対応・情報提供を行うことで、市民団体の活動を支援します。

※まちづくり協議会：市が目指す市民自治によるまちづくりを行うための新たな地域コミュニティであり、地域の知恵と力を結集し、さらなる地域力の向上を目指す、誰もが気軽に参加できる組織のこと。

※地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

- 障がい者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、様々な障がい者団体への活動支援や青森市障がい者自立支援協議会の運営により、関係団体・機関と連携を図ります。
- 子ども支援センターが中心となり、各地域の地域子育て支援センター、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、子育て応援隊との一層の連携を進めるとともに、小・中学校やＰＴＡ、町（内）会や民生委員・児童委員、主任児童委員など、地域の関係機関等とのネットワーク化を進め、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
計画案の段階で設定		

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・ 家庭や隣近所など身近なところから、あいさつ・声がけなどのコミュニケーションを心がけます。
- ・ 市民自治の主体として積極的にまちづくりに参画します。

地域団体に期待される役割

- ・ 地域住民とのあいさつ・声がけなどのコミュニケーションを心がけます。
- ・ 学校と地域との交流を積極的に行い、地域と連携した活動を行います。

福祉事業者の役割

- ・ 施設での地域に開かれたイベントの開催などを通じて、施設利用者と地域住民が交流できる機会や、地域住民がボランティアとして施設運営に協力できる環境を整えるなど、地域に開かれた施設となるよう努めます。
- ・ 市や地域団体との連携に努め、地域での支え合いに積極的な役割を果たします。

市の役割

- ・ 地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の配置、地域カルテの整備などを通じて、地域の状況に応じて、地域住民が支え合えるネットワークづくりを推進します。

現状と課題

- 青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、福祉館などを無料で貸出し、町（内）会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが行う地域福祉の活動の場所を提供していますが、各施設について老朽化が進んでいることから、ハード面、ソフト面の両面において地域福祉活動を行いやすい基盤整備が必要です。
- また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「青森県福祉のまちづくり条例」におけるバリアフリー化について、整備義務がない福祉館などの既存の市所有施設についても、「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、バリアフリー化を進めています。
- 高齢者の地域密着型サービスについては、利用待機者などの動向を踏まえ、計画的に整備を行ってきており、小規模多機能型居宅介護などの在宅生活を支援する施設の整備を進めています。また、障害者差別解消法において、改めて施設の構造の改善及び設備の整備が求められています。
- 障がい者の地域生活を支援するため、相談や体験の機会・場、緊急時の受け入れなどの機能を集約した地域生活支援拠点等の整備について、平成 29 年度末までに検討することとしています。
- 地域福祉活動を促進していくためには、地域福祉に関する多様な主体が活動しやすい、また、参加しやすいように地域ごとの状況に目を向けた場の整備・再構築とともに、地域の人々の交流を深めるため、高齢者や障がい者、子育て中の親子などの誰もが自由に社会参加ができる活動・交流機会の提供が必要です。

施策の方向

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

主な取組

《地域福祉を支える施設の整備》

- 青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センターをはじめ、市民センターや分館、福祉館、児童館などの地域の活動拠点を安全に安心して利用できるよう、「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」や「青森市コミュニティ施設配置見直し基本方針」などに基づき市所管施設の適切な運営・維持管理に努めます。
- 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」に基づき、引き続き、整備優先順位や整備時期を判断し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
- 医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護高齢者等でも在宅で生活できるよう、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第6期計画」に基づき、地域密着型サービスの施設整備を進めます。また、障がい者のための地域生活支援拠点等の整備を検討します。

《活動・交流機会の提供》

- 【拡充】住民同士がこれまで以上にお互いにつながりを持てるよう、空き家などの活用検討も含めて世代間交流やサロンの開催など交流の場づくりを促進します。
- 市社会福祉協議会を通じ、地区社会福祉協議会が実施する敬老会、給食サービスなどの様々な交流の場づくりを支援します。
- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活し続けられるよう、老人クラブ活動の活性化を図るほか、「生きがいづくり」、「情報の提供」、「健康づくり」、「相談」、「介護予防」などの機能を有する場を提供します。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流や相談ができる場づくりを推進します。
- 子ども会や放課後子ども教室※を通じて、町（内）会やPTAなどをはじめとした地域住民や地域団体、関係機関等と連携し、多様な体験活動や世代間交流など、子どもたちの地域活動・交流の機会の充実を図ります。

※放課後子ども教室：放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施する拠点（居場所）・事業のこと。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
計画案の段階で設定		

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・ 公共施設や市民館での地域活動や生涯学習など、地域において住民が交流できるよう、積極的に施設を活用します。
- ・ 地域団体や福祉事業者が実施する交流の場等に積極的に参加し、同じ地域の住民や団体、事業者と交流を深めるように努めます。

地域団体に期待される役割

- ・ 町（内）会が運営する市民館などの施設の適正な運営に努めます。
- ・ 地域住民や地域団体同士が交流できる場を設けるよう努めます。

福祉事業者の役割

- ・ 所有管理する福祉施設の適正な運営に努めます。
- ・ 施設利用者と地域住民との交流や体験学習の場となるよう、地域への施設開放に努めます。

市の役割

- ・ ハード面、ソフト面の両面から地域住民、地域の団体、事業者等が活動しやすい、参加しやすい場づくりに努めます。

現状と課題

- 介護保険制度において、地域の実情に応じた多様な日常生活支援を提供するため、「新しい総合事業」を平成 29 年 4 月までに実施することとされています。
- 本市の高齢者数や障がい者数、要介護等認定者数が年々増加しており、サービスのニーズが多様化・複雑化しているほか、認知症など判断能力が不十分な方の権利擁護に関する需要の増加が見込まれています。
- また、健康づくり分野においてはこれまで各種事業に取り組んできましたが、平成 25 年に国が発表した平成 22 年全国市町村別生命表において、本市男性の平均寿命が全国ワースト 4 位、県内最下位という状況となっており、地域住民が心身ともに健やかに生活できる社会を実現するため、地域において主体的に健康づくり活動に取り組むための環境づくりを進める必要があります。
- 高齢者や障がい者等への雪処理支援として、屋根の雪下ろし費用の助成や市社会福祉協議会と連携した間口除雪を実施しており、支援が引き続き必要です。また、支援にあたっては、地域住民、地域団体、事業者、行政など多様な主体が連携し、取り組む必要があります。
- 災害時に備えて、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方に対しての避難支援体制の構築を進めるとともに、収容避難所や収容避難所における生活が困難な方のための福祉避難所の運営体制の確保を図っていますが、引き続きこれらを推進する必要があります。
- 市民意識調査では、市政情報の提供に関して必要な情報を得ることができていると思う方の割合が平成 26 年度では 16.3%と低い状況にあります。また、同調査において地域福祉に対する満足度も、平成 24 年度の 11.4%から平成 26 年度には 10.6%と低くなっています。
- 多くの市民が広報あおもりや市ホームページ、メールマガジンなどの市の各種広報や新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等といった方法で福祉サービスに関する情報を入手していますが、障がい者などにおいては、これらの手段のみでは情報収集が困難な場合があります。
- 地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、様々な方法により福祉サービスの情報を容易に入手できる仕組みづくりや、地域における相談窓口体制の充実を図るとともに、相談内容に適切かつ柔軟に対応することが必要です。
- 地域住民の福祉ニーズが複雑・多様化する中において、対応困難な事例も見られていることから、地域団体・関係機関がともに連携して相談や支援にあたる必要があります。
- 高齢者や障がい者に対して、地域包括支援センターや相談支援事業所などの各関係

機関の機能の充実や連携・協力により、相談支援体制の充実を図る必要があります。

- 子育てに孤独感や不安感、悩みを抱える保護者に対しては、子ども支援センターや地域子育て支援センターにおける相談体制などの充実を図る必要があります。
- 平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が開始されたことから、本市の状況に応じた生活困窮者への支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向

高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

主な取組

《地域における支援・サービスの充実》

- 【拡充】介護保険制度における要支援者等に対する「新しい総合事業」の開始に向けて、地域ごとの状況やニーズに応じた支援を提供できるように取り組みます。
- 誰もが地域において安心して安全に暮らせるよう、地域住民や地域団体、民生委員・児童委員などとの連携による見守り・声かけや防犯、防災に関する活動など、地域で支え合う取組の充実を図ります。
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用ができるよう支援するとともに、高齢者及び障がい者の権利擁護を推進するため、市民後見人の育成や支援体制の整備を図ります。
- 市民が地域の特性を活かしながら、主体的に地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援するとともに、それぞれの活動組織が相互交流を通じながら活動を維持・継続していくことができるようネットワークづくりを支援します。

《雪処理支援の充実》

- 自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、屋根雪処理支援を実施します。
- 雪処理を行うことが困難な高齢者世帯等を支援するため、市社会福祉協議会と連携し、地域住民や地区社会福祉協議会のほか事業者にも除雪ボランティアの呼びかけを行い、間口除雪や屋根の雪下ろしを実施するとともに、雪処理相談体制の充実を図ります。

《災害時に備えた体制の整備》

- 災害時における避難行動の支援を要する人に対して、町（内）会、自主防災組織の関係者、民生委員・児童委員、消防団等の連携強化などを通じ、引き続き避難支援体制を構築します。
- 収容避難所や福祉避難所の運営の開設に当たって、高齢者や障がい者、妊産婦など

避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方への適切な対応ができるよう、運営体制の整備を図ります。

- 自主防災組織の組織化を促進します。

《情報提供の充実》

- 福祉に関する情報を提供するため、引き続き、広報あおもり・市ホームページ・テレビ・ラジオなど、多様な媒体を活用するほか、福祉に関する各種制度を掲載した「福祉ガイドブック」を配付します。
- 視覚障がい者に対し、広報あおもりや「福祉ガイドブック」などの掲載内容を点字や音声により提供するなど、情報入手の手段を確保します。
- 障がい者や高齢者など、上記の手段での情報収集が困難な方のため、情報バリアフリーの推進について検討します。

《相談体制の充実》

- 市や関係機関が担っている相談窓口について引き続き周知に努めます。
- 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会が、関係機関と連携を図りながら、多様化する地域住民の福祉に関する相談に的確に対応し、身近な場所で相談・課題解決ができる体制の充実を図ります。
- 高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターが中心となって、地域の高齢者や家族の状況等について実態を把握しながら、地域に住む高齢者の様々な相談に対応します。
- 障がい者やその家族のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業者、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がい者からの相談に対応します。
- 子育てに対する不安や悩みを軽減するため、子ども支援センターや地域子育て支援センターなどの地域の窓口における各種講座、子育て情報の提供及び相談体制の充実を図ります。また、特に困難な事情を抱えた子育て家庭に対しては、希望に沿う支援のあり方を共に検討しニーズに合った施設や事業等を提供するとともに、子どもの発達を見通しながら計画的・継続的な支援を関係機関等と連携して実施するなど、相談支援の充実を図ります。
- 国の生活困窮者自立支援制度に基づく各種相談や支援を実施します。
- 【重点事業】地域住民や地域の福祉関係者などからの相談対応や支援を行うため、地域支え合い推進員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置します。

目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
計画案の段階で設定		

地域福祉の役割分担

地域住民に期待される役割

- ・ 近所の高齢者、障がい者、子どもを含め、地域住民に対し、目配り、気配り、心配りを心がけます。
- ・ 災害時避難行動要支援者の支援者や除雪ボランティアとして協力します。
- ・ 地域ぐるみの健康づくり活動に積極的に参加します。

地域団体に期待される役割

- ・ 様々な活動を通じて、福祉サービスが必要な要支援者の把握に努めます。
- ・ 地域住民にとっての最も身近な相談役として、様々な相談に応じ、市や地域団体との橋渡し役となります。
- ・ 市からの情報提供や研修会等を通じ、必要な情報を適切に把握し、地域住民の多様な相談に応じられるよう努めます。

福祉事業者の役割

- ・ 福祉サービス利用者の人権を尊重し、保健・医療・福祉連携のもと、良質かつ適切なサービスを継続的に提供します。
- ・ 苦情解決に関し、第三者委員を設置するなど、客観性、透明性を確保するとともに、運営適正化委員会への提起など苦情対応体制について、利用者に十分な情報提供と説明を行います。
- ・ 地域ニーズを踏まえた福祉サービスの提供の充実に努めます。
- ・ サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めます。
- ・ 市や地域団体と連携し、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。

市の役割

- ・ 地域の状況に応じた支援が行えるような体制づくりに努めます。
- ・ サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めます。
- ・ 地域団体や事業者と連携して、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。